

EU拡大と各国の取り組み（その1） （ハーモナイゼーション調査） （EU、エストニア、ラトビア、リトアニア）

EU首脳会議（欧州理事会）が12月12～13日、コペンハーゲンで開催された。同首脳会議では、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロスの10カ国を2004年5月1日から、新規加盟国として受け入れることで合意した。これら10カ国は2003年4月、アテネで加盟条約に調印し、国内での国民投票を含む批准手続きを経て、2004年5月のEU加盟を目指すことになる。

本レポートでは、コペンハーゲン首脳会議までの交渉の結果を中心に、欧州委員会の評価とそれに対する各国政府、産業界の反応や今後の対応などについて報告する。

新規加盟10カ国で25カ国体制へ（EU）

ブリュッセル・センター

1. 欧州委員会は10月、10カ国の新規加盟を勧告

欧州委員会は10月9日、EU新規加盟国決定の基礎となる「EU拡大に向けて」と題する報告書、および加盟候補国の加盟準備状況を評価する2002年の定期報告書を発表、加盟候補国のうち10カ国とのEU加盟交渉を年内終了、2004年初めのEU加盟を勧告した。

また、ブルガリアとルーマニアについては2007年加盟を目標に全面的に支援すること、トルコについては加盟準備を支援するため追加財政措置を取るべきことも併せて勧告した。同報告、および欧州委勧告は、EU特別首脳会議（10月24～25日にブリュッセルで開

催）で討議されるものである。

同報告は次の3つの重要なメッセージを伝えている。

- ①加盟候補国の体制転換は、EU拡大に向けて加速しており、EU拡大の成功を確信する。
- ②加盟交渉は2002年末までにほとんどの候補国との間で終了する。
- ③EUは、第一陣の加盟に間に合わない候補国についても、全面的な支援を継続する。

(1) コペンハーゲン・クライテリア

欧州委は93年のコペンハーゲンEU首脳会議で決定したEU加盟のための基準「コペンハーゲン・クライテリア」に沿って、過去数

.....

年間にわたり、候補国の加盟準備進捗状況を評価してきた。同基準は加盟候補国に対し、次の要件を満たすよう求めている。

- ①政治基準：民主主義、法規、人権、少数民族の尊重と保護を保障する安定した制度の確立。
- ②経済基準：正常な市場経済の存在およびEU域内の競争に対応可能な能力の確保。
- ③加盟のための義務遂行能力（アキ・コミュニティノール（以下「アキ」、^(注1)）の採択と確実な実施能力）基準：政治、経済、通貨統合の支持を含む加盟国義務を履行する能力の保持。

加盟候補国は加盟にあたって、これらの条件を完全に満たすことが求められている。そのため欧州委は加盟候補国の達成進捗状況を評価する2002年の定期報告書では、過去12ヵ月だけではなく、今後数年間の将来を見据えた要素を加味した。

それに基づき欧州委は、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニアの10ヵ国が政治基準を満たしており、経済基準およびアキについても12月のEU首脳会議までには満たされ、2004年からの加盟準備が整うとした。（加盟交渉終了後には加盟条約の調印批准という手続きが、加盟実現までに必要となる。）

なお、拡大に向けたEUの機構改革については10月19日に実施されるアイルランドでのニース条約批准のための国民投票での賛成承認が前提条件となっていた。（賛成62.9%、反対37.1%と圧倒多数で批准が承認された。）

(2) 加盟を見据えて改善、努力が必要な分野を指摘

定期報告書は、いくつかの分野においては、加盟のためにアキとの調整を終了させる必要

があるものや、行政能力を確立させなければならないものもあるとしている。域内市場、競争、消費者政策、環境、運輸、エネルギー、社会・雇用政策、司法・内務、税制分野がこれにあたる。

さらに特定の事項において、個別に特別な努力が必要である事項や、緊急措置を取る必要がある事項も提示されている。複数国において特別な努力が要求されている項目は、次のとおり。

- ①関税：EU関税情報技術制度と国内制度との十分な相互連絡。
- ②農業：直接支払いの経営・管理に不可欠な統合行政管理スキーム（IACS）の確立。
- ③地域政策：加盟候補国の最終的な実施機構の明確化と行政能力の強化。
- ④財政管理：加盟候補国の適切な財政管理制度の確立。

欧州委は今後、EUへの新規加盟を成功させるため、定期的に改善や努力が必要な項目をモニターし、EU閣僚理事会に報告する。加盟予定の6ヵ月前に、欧州委は包括的なモニタリング報告書をEU理事会と欧州議会に提出する。

拡大後は、欧州委がEU条約の管理者として、現行加盟国と同様に新規加盟国に対しても、EU法の適切な遂行を促していく。

さらに欧州委は、新規加盟国のEU政策への円滑な移行を保障するため、加盟条約に域内市場や司法・内務分野において特別セーフガード条項の導入を検討すべきとしている。これは、EU法との整合性を保証するためのEUの通常手法を補完するもので、期間は最長で2年とすべきとしている。

また、欧州委は定期報告書の中で、新規加盟国の制度確立のために、2004～2006年の期間で38億ユーロの予算を確保することを提案している。

（注1）欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体。

(3) ブルガリア、ルーマニアは2007年加盟を目標

一方、ブルガリアとルーマニアについては、2007年のEU加盟を目標に、欧州委が全面的に支援するとしている。

他方、トルコについては政治基準において、顕著な進展があったとされた。戦争時以外の死刑廃止や、トルコ語以外での放送、教育許可などが重要なステップとして評価された。しかし、今回の定期報告書では、トルコが政治基準を完全には満たしていないとして、法規則や行政措置において多くの改革を要求している。欧州委はトルコの加盟準備に対する追加財政措置も含めた支援を強化すべきと勧告している。

2. 加盟交渉の終結に向けて

欧州委が10月9日に発表したEU新規加盟国決定の基礎となる戦略文書「EU拡大に向けて」に記述された加盟交渉進捗状況の詳細は次のとおり。

(1) 加盟が予定される10カ国との交渉

「農業」、「財政・予算」分野の交渉はまだ終了していないが、EUが提案することになる財政的枠組みと関係のない分野のほとんどはすでに交渉が終了している。また、「地域政策」、「制度」は暫定的に終了したが、歳出予算や2004年時の移行方法などに関する制度的問題と関連する特定の問題については、交渉の最終段階に持ち越された。「その他」に関しても、検討されなければならない問題が残っている。また、5カ国が「競争」分野の交渉を残しているほか、チェコが「運輸」、マルタが「税制」、「関税同盟」章の交渉を終えていない。

(2) 財政的枠組み

欧州委は2002年1月30日、ベルリン・首脳会議で定められた包括的な財政的枠組み、並びに新規加盟国数を10カ国とする仮定のもと、加盟交渉のための共通の財政的枠組みを定めた。

欧州委はこの中で

- ①農業分野では、2004年から新規加盟国の農業従事者への直接所得補償を段階的に導入するとする目標を維持する。
- ②構造基金^(注2)分野の行動は、2002年1月に提案された包括的な額をベースにし、結束基金^(注3)にその3分の1を充当する。包括的な額が承認されてから、個々の国や個々の政策に充当する額を、2000～2006年の期間に現加盟国に適用される規定に対するパーセンテージをベースにして決める。
- ③域内政策に関しては、制度確立のための移行措置やリトアニアの原子力発電施設の閉鎖作業継続のため追加資金を充当する。また、加盟前援助の枠内で提供された資金を完全に投下するため、スロバキアの原子力発電施設の閉鎖作業継続に追加資金を充当する。
- ④加盟に向けて援助の恩恵受けていた加盟候補国のうち加盟後に前年に比べ予算状況が悪化する可能性のある新規加盟国のため、一括払いによる暫定的な予算補償制度を検討する。
- ⑤欧州委は、キプロス問題の政治的な解決を支援するため、北キプロスのための追加基金が必要であるとの見解を繰り返し強調する。

(3) 新アキ・コミュニテール、並びに交渉対象となる章の再検討に関するアプローチ

加盟候補国は、移行措置の取られた分野を

(注2) 地域格差の解消に向け、域内の後進地域を支援するための基金。

(注3) 経済通貨同盟の創設ならびにその維持に向け、加盟国経済の収れんを図るための基金。

.....

除き、加盟日に効力を発するアキ・コミュニテールを適用しなければならない。

欧州委は、2002年上半期に採択され、発表されたアキ・コミュニテールを加盟候補国に送付した。候補国は、これらのアキに関し移行措置が必要である、あるいは技術的な調整が必要である場合、欧州委にこれを指摘する。加盟候補国の新アキに対するポジションは、加盟交渉に取り入れられ、場合によっては、交渉中の項目についても再検討が行われる。「環境」分野がこのケースに該当し、再検討が行われる。

欧州委は2002年11月1日までに採択され、発表されたアキを交渉範囲とすることを提案。7月1日から11月1日までに採択されたアキに関しては、加盟候補国はそのポジションを明らかにし、技術的調整が必要な場合はその旨を11月中旬までに通知する。

これまでの加盟条約のように、今回のEU拡大の加盟条約には、新規加盟国の要請に基づき、11月1日から加盟条約調印の日までに採択されたアキに関する技術的調整や移行措置を後から採択することを可能にする規定が盛り込まれる。重要なアキの採択が進行中の「運輸」、「エネルギー」、あるいは「司法・内政」といった分野で、この規定を活用して行われる可能性がある。

(4) 「その他」の分野

「その他」の分野は、交渉対象となる他分野のような取り扱いを行わない。「その他」の分野に含まれる要素は、ほとんどが問題となるようなものではないが、他分野に盛り込むことができないものがこれに当たり、11月中に処理される。

「その他」の分野には、以下のような要素が含まれる：

- ①加盟前援助の管理方法、および段階的な停止。
- ②一部の制度強化行動のための移行措置の

定義。

- ③リトアニアのイグナリナおよびスロバキアのボフニチェの原子力発電施設の閉鎖のための資金管理の法的根拠。
- ④上記の原子力発電施設の閉鎖に関する約束条約に付加する幾つかの宣言、議定書など。
- ⑤キプロス北部に関する規定のための法的根拠。

(5) 加盟条約の仕上げ

アキ導入ための移行措置や技術的調整に関する加盟前交渉の結果は、加盟条約に盛り込まれる。2002年3月に開始された加盟条約作成の作業はかなり進んでいる。ほとんどの移行措置や技術的調整は、条約案に取り入れられた。

ラーケン首脳会議の結論を根拠とし、加盟条約案は、10カ国が新規加盟するとの仮定に基づき作成されており、構成は前回拡大の際の加盟条約にとってもよく似ている。技術的調整の必要から、官報に掲載される加盟条約は1000ページ余りのものとなる。

加盟交渉が終わると同時に、交渉の結果を取り込む形で条約の仕上げを行う必要がある。条約案の作成はかなり進んだ段階にあることから、交渉終了から条約の完成までには6週間あまりの期間が必要になると思われる。

加盟交渉関係者により加盟条約が承認されると、まず欧州委が加盟候補国の加盟申請に関する意見を採択。一方、欧州議会は、欧州共同体設立（EC）条約49条に従い意見を求められる。続いて理事会が、新規加盟国の加盟に関する決定を採択する。

欧州委が2003年2月に意見を採択すると仮定すると、欧州議会並びに理事会の決定プロセスに必要な時間からみて、加盟条約への調印は2003年春になると予想される。

加盟条約への調印が行われると、現加盟国並びに新加盟国は、自国の憲法の規定に従い

同条約の批准を行う。これまでのように、新規加盟国の加盟が発効する期日を条約に規定するのが望ましい。また、新規加盟予定国が条約を批准しなかった場合に備え、関連する規定を手直しする可能性を残しておく必要がある。

(6) 加盟前のEUへの参加

加盟候補国は、すでに欧州共同体のいくつかの委員会や機関に参加している。加盟候補国の欧州共同体機構への段階的な統合を強化するため、これらの国々は加盟条約への調印後、法的に問題がないかぎり、あらゆる委員会にオブザーバーとして参加し続ける可能性を獲得すべきである。また、加盟候補国は、欧州共同体の機関に少なくともオブザーバーとして参加するのが望ましい。参加のための一般原則や方法は後の段階で定める。

一方、欧州議会も議会での作業に加盟候補国が参加することを想定している。

加盟条約への調印から加盟までの期間、加盟候補国が新たなアキの採択手続に参加する方法を定義する必要がある。これは通常、理事会が決定を下すまで、加盟候補国のための情報・諮問手続に関する書簡交換によって行われる。理事会は、これまでのEU拡大時のように、加盟候補国が意思決定プロセスに参加することを可能にするため、適切な決定を行う。

(7) フォローアップおよびセーフガード

欧州委は、加盟候補国が加盟前の交渉枠組み内で約束した事項を順守しているかをフォローしてきた。加盟候補国が交渉において約束した事項を、規定に従い実行に移すことは非常に重要で、欧州委は実施状況の評価を行うために、加盟条約調印まで監視を継続し、理事会に報告を行う。

欧州委はまた、加盟条約の調印から加盟までの期間においてもフォローを行う。経済改

革の遅れ、あるいは約束事項の実施の遅れなど問題がある場合、欧州委は警告のため書簡を送付する。

経済に関して加盟候補国は、経済通貨同盟(EMU)における多角的な相互監視や経済政策のコーディネーションへの準備を続ける。候補国は加盟前の期間に、予算の通知、加盟前の経済計画、多国間対話の3つの要素からなる予算監視手続きに参加する。2001年春に開始された予算監視手続きは、候補国の加盟まで続く。

予算監視手続きに関連する情報は報告書にまとめられ、定期的に理事会に報告される。欧州委は加盟日の6カ月前に、加盟を控えた国それぞれに関し、アキに関する約束や必要な改革実施の進展状況の評価を行うため、完全なフォローアップの報告書を作成する。同報告書は、加盟国全体のアキの適用状況を点検する定期報告書に引き継がれる。また、欧州委は、遅くとも2003年7月には、構造基金のプログラム立案に必要な実施状況の評価を行う。

候補国の加盟後、欧州委はEC条約の守護者として、現加盟国に適用されているのと同じメカニズムを使用して新規加盟国のアキの実施状況を監視し続ける。特に、原子力発電施設の安全に関しては、ラーケン首脳会議で安全性の監視の必要性が強調された。

加盟条約には、これまでのEU拡大時のように、経済計画に関するセーフガード条項が含まれる。同条項は、オーストリア、フィンランド、スウェーデンの加盟条約152条の規定をもとに、理事会の作業部会で検討されている。今回EUに加盟する国々は、これら3カ国のように欧州経済領域の加盟国ではないので、セーフガード条項の適用期間は、前回の拡大時のように1年ではなく2年となる可能性が高い。

同条項は、「経済的な困難があらゆるセクターで深刻かつ長期間継続する危険がある、

.....

あるいは、ある地域において経済情勢悪化のリスクをもたらす可能性があるような状況」において適用される。セーフガード条項は、欧州委に必要な保護策の策定を可能にする。なお、条項案は、過去の拡大時のように、「保護策は、国境での監視にはつながらない」としている。

セーフガード条項は、加盟によって生じる義務を怠った場合や、人、動物、植物の健康あるいは生命、知的財産権の保護などに関係する、経済的なものではない深刻な影響をもたらす場合に適用される。

欧州委は予防策として、域内市場のみに関連するセーフガード・メカニズムの加盟条約への導入が必要であると判断している。

このメカニズムは次のような方法で構築される：

- ①セーフガード・メカニズムは、欧州委自身の発議、あるいは加盟国の発議に基づき欧州委が発動する。
- ②欧州委は、自ら必要な措置に関する適切な決定をとることができる。実施される措置は、バランスのとれたもので、実施期間も限定される。
- ③措置の適用は、域内市場の機能に深刻な影響がある場合、あるいは直近に深刻な影響を及ぼすリスクがある場合に限定される。また、食品安全に関する特別状況の場合にも適用される。
- ④メカニズムは、新規加盟国が加盟交渉において取り決められた義務を果たさなかったことが、欧州委によって明らかにされた時に発動される。
- ⑤セーフガード措置の適用期間中、関係する新規加盟国は、状況改善のステップに関する情報を提供する。欧州委が、状況の改善が行われたと判断した時、同措置の適用は停止される。
- ⑥セーフガード条項は、限定された期間でのみ存続する。域内市場に関するセーフ

ガード条項の発動が可能な期間は2年に限定される。追跡報告書では、セーフガード措置を援用できるすべての分野が特定される。一方、欧州協定に規定されるセーフガード条項は、加盟まで維持されることになろう。

(8) 司法・内政分野のアキ

これまでのEU拡大とは異なり、「司法・内務」分野のアキが増大している。アムステルダム条約やタンペレでの欧州理事会の結論が実施されるにつれ、この分野のアキは大きく変化している。

「司法・内政」分野は、人の移動の自由や域内国境廃止に関連する事項など政治的に微妙な問題をカバーしている。シェンゲン協定に関連する目標は2段階で実施されるので、別途セーフガード・メカニズムを設ける必要はない。しかし、人の自由移動、安全、司法といった分野にはシェンゲン協定とは関連しない要素もある。例えば、相互承認規定を一時的に停止するといったEUの良好な機能を阻害しようとする行為、あるいは試みに対処するための固有のセーフガード・メカニズムの必要性は、フォローアップ・プロセスで指摘されることになろう。

① 制度の強化

行政並びに司法面でのキャパシティ強化は、拡大後も継続して行われなければならない。加盟交渉の際、いくつかの移行措置が取り決められたが、これは候補国が一部の分野では、完全にアキを実施するための努力を継続しなければならないことを示している。このため欧州委は、拡大後3年間、制度強化のための暫定的な便宜の供与を提案した。

また、欧州委は、特定分野で欧州共同体の財政手段を使用することや、加盟候補国が現加盟国の行政機関に短期間、公務員を研修派遣することを資金面で援助することを提案し

ている。制度強化のために提供される暫定的便宜は、国境検問、税関行政、統計、食品安全、農業の統合管理・検査システムといった分野での投資の共同出資にも利用される。

② 経済通貨同盟（EMU）とユーロ

EC条約に従い、新規加盟国は、加盟後すぐにユーロを導入することはできない。しかし、経済政策は共通の問題となるので、多角的な監視やコーディネーション手続きの対象となる。経済政策大綱や安定成長協定などが主要なコーディネーション手段となる。為替レートに関する政策も共通の利益の問題となり、新規加盟国は加盟後、為替メカニズムIIに参加することになる。

新規加盟国にとっては、ユーロ導入が最終的な目標となるが、それまではEC条約が規定するように、ユーロ導入に必要となる持続可能なハイレベルの経済収れんの達成に努める。

③ シェンゲン

シェンゲン協定関連のアキの完全実施には、2段階のプロセスが必要となる。第1段階では、新加盟国となる候補国は、EU加盟時には、ハイレベルの国境監視を実現していなくてはならない。域内国境の検問廃止は加盟後に行われ、シェンゲン協定関連のアキが完全に実施されているか否かの審査を経て、新規加盟国それぞれについて個別に決定が下される。

④ 欧州経済領域（EEA）

新規加盟国は、EEA条約128条に従い、EEA加盟国となる申請を行わなければならない。拡大EEAの良好な機能を保証するため、候補国のEEAへの加盟は、EUへの加盟と同時にを行うのが好ましい。可能な限りEU加盟とEEA加盟を同時に発効させるため、EUへの加盟交渉の結論が出た後すぐに、

EEAへの加盟条件を定める必要がある。

(9) ブルガリアおよびルーマニア

加盟交渉を継続する両国に関しては、コペンハーゲン首脳会議で、改訂された加盟までの道程、並びに修正、強化された加盟前戦略が採択されることになる。加盟前の資金援助の増額の検討、2002年末までに両国に関する加盟プロセスのより詳細な日程が定められる。

コペンハーゲン基準やマドリッド基準、その他の原則が依然、有効であることには変わらない。2001年のラーケン首脳会議で確認されたように、加盟プロセスはもはや不可逆的なものとなった。

① これまでに達成された進歩

2002年の定期報告書によると、ブルガリア、ルーマニアの両国はコペンハーゲン基準達成に向け、新たな進歩を示した。両国は、加盟準備を整えるため、経済基準を満たす努力や、アキの導入、実施、適用のための努力を強化しなければならない。また、両国は、行政機関や司法制度の改革を継続する必要がある。

② 加盟予定日程

ブルガリアおよびルーマニアに関しては、2007年の加盟が目標となる。加盟交渉の枠内での約束の実施期日は、2007年の加盟を考慮したものとなる。これまでのように、必要な措置の採択、実施、適用においてブルガリア、ルーマニアが示す進歩に応じて、加盟交渉も終了に向けて進捗する。欧州委は、両国が目標を達成できるよう支援する。

③ 加盟への道程

欧州委は、2002年の定期報告書の分析をもとに、ブルガリアとルーマニアの加盟までの詳細な道程を示す文書をコペンハーゲン首脳会議までに提案する。この文書は加盟までの時期をカバーし、それぞれの国との緊密な対

.....

話を通じて準備される。

この文書はまた、加盟交渉時の約束やコペンハーゲン基準の順守に関する要求を基礎としたものになり、両国が加盟準備を整えるために取らなければならない方策を示す。特に行政、司法分野のキャパシティ、経済改革に重点が置かれる。同文書の実施に関する進歩については、欧州協定や定期報告書を通じてフォローアップなされる。

④ 加盟前援助

欧州委は2003年に、定期報告書の結論並びに加盟への道程を示す文書に基づき、ブルガリアとルーマニアの加盟のためのパートナーシップの見直しを提案する。加盟のためのパートナーシップは、加盟前援助計画作成の基盤であり続けるが、援助の優先順位は、定期報告書の結論並びに加盟への道程を示す文書をもとに決められることになる。PHARE計画による援助は、引き続き公共機関や司法制度の強化、制度の強化、アキ導入に関する投資、経済的・社会的結束、国境地域での協力に重点を置く。

欧州委は、ブルガリア並びにルーマニアに供与される財政援助を、第1陣の加盟と同時に増額する必要があると判断している。

(10) トルコ

2002年6月のセビリヤ首脳会議では、トルコの加盟に関し、「トルコのEU加盟申請の次のステップは、コペンハーゲン・首脳会議前までの状況の変化を考慮するとともに、欧州委の定期報告書をベースにして、コペンハーゲン首脳会議で新たな決定が下される可能性がある」との結論が出された。

2002年の定期報告書は、過去12カ月間におけるトルコの進捗を詳細に分析している。報告書は、加盟のためのパートナーシップがカバーする3大分野（政治基準、経済基準、アキ・コミュニテールに関する基準）において

進歩が見られることを示している。

政治基準に関しては、トルコは憲法の改正、一連の立法措置により、加盟のためのパートナーシップのいくつかの優先課題に取り組んだ。戦争の場合を除き死刑は廃止され、トルコ語以外の言語教育を可能にする重要な方策が取られた。トルコの4つの地方で非常事態宣言が導入されていたが、2つの地方でこれが解除され、残りの2つの地方に関しても2002年度中に解除するとの約束が行われたことは、さらなる人権保護に道を開くことになろう。

改革は、非常に難しい状況の中で行われた。こうした改革は、トルコの政治制度の改革を行おうとする意志や能力を示しており、今後に希望を持たせるものだ。

しかしトルコは、政治基準を完全に満たしたわけではない。まず、改革には、基本的な権利や自由の行使に関するいくつかの重要な制限が含まれている。また、多くの改革の実施に際しては、規則やその他の行政措置の採択が必要となるし、改革の有効な実施には、国内の様々な段階の行政機関、あるいは司法機関による実施が必要となる。さらには、加盟のための政治基準に関連するいくつかの重要な問題に適切な解決策がとられていない。特に、拷問、虐待、政治犯の取り扱いといった問題がこれに該当する。

近年の著しい進歩、まだ注視する必要のある分野があることなどからトルコは、法律上においても、実践においても民主主義や人権の保護を強化するため、改革プロセスをさらに推し進める必要がある。これによりトルコは、政治基準を完全に満たすことを妨げている障害を取り除くことができるであろう。

キプロス問題解決のため努力することで同意したことは、EUとトルコ間の政治対話を強化した成果である。国連安全保障理事会の宣言に従い、欧州委は、年内にキプロス問題への包括的な解決策を見いだすための国連の

努力を、すべての関係者、特にトルコが全面的に支援することを希望する。

経済基準に関してトルコは、市場経済の良好な機能に向けて前進している。しかし、トルコは、景気後退や金融危機の影響から抜け出していない。

アキに関する基準に関して、トルコは、関税同盟によってカバーされる分野や、銀行、電気通信、エネルギー、農業といった部門でのアキの導入で前進している。その他の多くの分野では、アキとトルコの法律の間には大きな相違が残っている。

NATOの兵力を使用し、EUの主導で実施される作戦に関する意思決定プロセスへのトルコの参加方法についての主要な問題は、優先的に解決されなければならない。

① 加盟前戦略の強化

99年のヘルシンキ首脳会議では、トルコのための加盟前戦略が定義され、2001年のラーケン首脳会議では、同戦略の新段階が承認された。この時以来、戦略実施において実質的な進歩が見られた。

こうした状況から欧州委は、EUがトルコの加盟前準備の支援強化を勧告している。具体的な勧告は、次のようなものである：

- ・加盟のためのパートナーシップは、加盟前戦略の枠内において非常に貴重な手段であることが明らかになった。優先的な行動が必要となる分野に重点を置いたものとするため、加盟のためのパートナーシップを見直す必要がある。

- ・EU・トルコ間の強化された政治対話は、政治改革、人権、キプロス問題、国境紛争の平和的解決といった分野をカバーする。これをさらに強化して、継続する。コペンハーゲンの政治基準を満たすためのトルコの様々なイニシアティブに関し、討議を行う。改革をより良く理解するための新たな道を切り開く。

- ・EU・トルコ間の強化された経済対話は、マ

クロ経済のパフォーマンス、経済の安定、経済改革といった分野をカバーする。これをさらに強化し継続する。トルコが、経済を安定させ、コペンハーゲンの経済基準を満たすためにとった方策に関する詳細な討議を行う。

- ・特定部門の問題に重点を置いた法律の見直し作業は、順調に進んでいる。この作業は、行政能力なども含め、トルコにアキの国内法への導入を助ける。

- ・サービスや公共市場をカバーし、モノの自由移動の障害を除去するため、関税同盟を強化し、適用範囲を拡大するための努力が行われた。

- ・トルコとの通商関係の深化は継続されねばならない。欧州共同体とトルコ間の農産品の貿易における市場への特惠アクセスは、相互的なベースで拡大される可能性がある。また、動植物検疫問題での協力も必要となる。EUは域外国との貿易協定交渉の際、これらの域外国がトルコと同様の協定を締結するための努力を強化する。通商問題に関するEU・トルコ間の対話は強化されるべきであり、通商上の防衛手段の使用については、フォローする必要がある。

- ・投資フローを刺激するため、EU・トルコ間の直接投資の自由化を継続する必要がある。

- ・不法移民やシェンゲン協定のアキの実施、人の自由移動、海洋安全なども含め司法内政分野におけるトルコとの協力を強化すべき。

- ・トルコは、欧州共同体のプログラムや機関に参加する。

- ・新財政管理システムは、良い結果をもたらし始めている。EUからの融資について多額の未払い分は、解消されようとしている。財政援助プログラムに関する加盟前アプローチは、完全に実施されている。2003年からは、これらのプログラムの実施に際し、トルコの関係当局の責任が増すことになる。

欧州委は、この強化された加盟前戦略の実

.....

施に必要なイニシアティブをとる。欧州委は、これまでに実現された進歩やさらなる努力が必要な分野を考慮に入れた加盟のためのパートナーシップ修正版を提出する。進歩状況は、欧州共同体・トルコ連合委員会や関税同盟合同委員会などで検討される。

② 追加資金援助

トルコの加盟前戦略の実施を加速するため、2004年から資金援助が増額される。資金援助の増額により、トルコは公共機関を強化、アキの導入を加速し、欧州経済へのトルコの統合を容易にすることができる。

加盟前の援助は、トルコがコペンハーゲン基準を満たすことを主要な目的としている。トルコ経済の機能や域内市場の競争圧力に対処する能力の向上にも援助が行われる。EU加盟国や他の加盟候補国との国境を越えた協力も奨励される。

トルコ公的機関の能力強化には、規制インフラへの投資、アキの導入や経済社会的結束に関連する投資のための財源が使用される。欧州委はトルコに、経済社会的結束の問題に対処するための財源投下の方角づけを行うため、国内開発プランの策定を要請する。

欧州委は2003年初頭、2002年の定期報告書から抽出された優先課題をベースにしたトルコの加盟のためのパートナーシップの修正版を提出する。欧州委はこの修正版で、トルコへの援助は2000－2006年の財政展望のタイトル7に基づき供与し、2004年から2006年にかけて定期的に増額することを予算担当当局に提案する。支給される援助の年額は、コペンハーゲン基準の順守や加盟前援助の有効な活用の面での成果に応じて決定される。トルコの必要とする援助や援助を吸収する能力を考慮すると、2006年には、援助総額は少なくとも倍増すると予想される。

3. 全加盟国のニース条約批准問題をクリアー次の課題は予算・財政問題ー

EU拡大後の機構改革を規定するニース条約批准を問うアイルランドの国民投票で批准が承認されたのを受け、EUは拡大日程に影響する第一の課題を突破した。これにより、次の課題は、農業補助金などを含めたEU拡大後の共通予算・財政規定の合意に移った。加盟各国は10月24～25日のブリュッセルでのEU特別首脳会議において共通認識の醸成を目指すことになった。

10月19日に行われたアイルランド国民投票の結果を受け、欧州委のプロディ委員長およびEU共通外交・安全保障政策のソラナ上級代表は、アイルランド国民のニース条約批准という決定を歓迎し、それぞれ声明を発表した。

特に、プロディ委員長は同声明の中で、アハーン首相の貢献を高く評価し称えとともに、EU拡大というゴールに一歩近づいたが、まだ途上であるとした。

他方、EU議長国であるデンマークのラスムセン首相は10月20日、アイルランド国民投票の結果に満足の意を表明するとともに、アイルランドのみならずEU全体にとって重要な決定であると述べた。さらに、現在交渉途上にあるEU拡大に関し、12月のEU首脳会議で10ヵ国が新規に加盟できるよう結論を出したいとの意欲を示した。

EU拡大では、欧州委が10月9日に発表した定期報告書と戦略ペーパーについて討議が行われるほか、農業補助金や構造基金などを含めた2004～2006年の予算・財政問題が議題となる。

また、キプロス島北部も含めたキプロス島全体のEU加盟に向けた協議や、2004～2009年のEU機構、特に2004年の移行期間の取り扱い、理事会での特定多数決持ち票数、欧州

議会、議長国輪番順などが討議されるとみられていた。

アイルランド国民投票の賛成結果を受けて、一層現実味を帯びたEU拡大ではあるが、新規加盟国決定までには解決すべき事項がまだ多く、ブリュッセル特別首脳会議における予算・機構問題の共通認識醸成が次の関門となった。

4. ブリュッセル特別首脳会議－農業予算の合意で拡大交渉に弾み－

EU首脳会議（欧州理事会）が10月24～25日、ブリュッセルで開催された。同首脳会議は先のアイルランドでのニース条約批准承認の国民投票結果を受け、EU拡大に弾みをつける重要な場となった。最大の焦点は、EU拡大後の農業補助金を含む予算・財政の枠組みに関する合意形成だった。

実際には会議開始前に、EUへの予算支出持ち出し国ドイツと農業補助金の最大の享受国フランスとの間で、歩み寄りが見られ、会議は円滑に進行した。

(1) 10ヵ国の新規加盟を支持

EU首脳はポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニアのバルト三国、地中海のマルタ、キプロスの10ヵ国が、EU加盟のための政治基準を既に満たしており、経済基準と加盟国としての義務遂行能力基準を2004年から満たすとする欧州委の結論と勧告を支持した。

この条件の進展を前提として、12月12～13日のコペンハーゲンでのEU首脳会議で、10ヵ国との加盟交渉を終了させ、2003年4月にアテネで加盟条約に調印することを支持した。

EUは、北部と南部で政治的対立が続くキプロス島全体のEU加盟を繰り返し主張してきたが、南北キプロス（ギリシア側およびトルコ側）のリーダーが2002年末までに合意で

きるよう対応を急いでいる。同解決に向けた国連事務総長の努力を、全面的に支持するとした。

(2) ブルガリア、ルーマニア、トルコについては別途日程作成を指示

EUは、ブルガリアとルーマニアの各基準における進展に対する欧州委の評価を支持した。両国と協調しながら、加盟交渉を前進させるための交渉日程などに関する決定が12月の首脳会議で行えるよう理事会と欧州委に準備を促した。理事会はまた、ブルガリアとルーマニアが2007年のEU加盟を達成するための努力を全面的に支援するとした。

欧州委の定例報告書では、トルコは政治基準で重要な進展があり、経済基準と加盟国としての義務遂行能力基準についても前進があったとしている。EUはトルコに対し、改革プロセスを継続し、確実に次の段階に進めるよう促した。

理事会は、欧州委の戦略ペーパーを基礎に、ヘルシンキ、ラーケン、セビリヤでの首脳会議の結論に見合うよう12月のコペンハーゲン首脳会議までに、トルコの加盟候補国としての次の段階を決定するための準備をするよう要請した。

(3) 域内市場と司法分野で加盟後の移行措置を策定

EUは、加盟条約調印後のモニタリングの継続に関する欧州委の提案を支持した。欧州委は、加盟予定日の6ヵ月前までに、アキの適用、実施、強化に関する将来の進展について、モニタリング報告書を作成し、理事会、欧州議会に提出する。

さらに、EUは一般的な経済セーフガード条項とは別に、EU法との整合性を保証するための移行措置として、域内市場での活動および司法分野に関する2つの特別セーフガード条項を加盟条約に盛り込むとする欧州委の

.....

提案を支持した。

一般的な経済セーフガード条項の下で取られた措置は全新規加盟国に関係するが、二つの特別セーフガード条項は、加盟交渉時の約束を果たせなかった新規加盟国にのみ適用される。

同条項はモニタリングの結果を基に、加盟初日から発効する。セーフガード条項の期間は加盟後3年間とするが、特別セーフガード条項の措置期間は3年を超えて適用されることもある。欧州委は、セーフガード条項を廃止する時は、事前に理事会に通告する。

またEUは、新規加盟国の行政・司法能力の確立を促すため、制度確立のための特別移行措置という欧州委の提案を支持した。

(4) 2006年予算の上限につき合意

2004～2006年の予算・財政問題については、99年のベルリン首脳会議で決められた支出上限を尊重することとした。EU歳出は、緊縮財政と効果的な歳出を実現しなければならず、拡大EUがすべての市民の利益のために秩序正しい政策を保証できるよう十分な財源確保が必要となる。

新規加盟国の農業直接補助金については、2004年に現行EUレベルの25%から開始し、2007年までは5%ずつ、その後は10%ずつ引き上げ、2013年に100%となるようにする。小規模農家には同補助金を適用しないとした。

財政安定化のため、2007～2013年期におけるEU25ヵ国の年間の直接補助金を含む農業予算総額は、99年にベルリンで合意した2006年の上限、ならびに2006年に新規加盟国に提案される歳出上限を超えないものとした。

2007～2013年の年間農業予算の歳出名目額は、2006年の金額から毎年1%ずつ引き上げる金額より低い額とするとした。現行EUで不利益を被る地域の農家に対しては、必要なセーフガード措置を取るべきとした。

構造基金および結束基金への予算は、10ヵ

国の新規加盟を前提にすると、2004～2006年を通して230億ユーロ追加すべきとし、加盟候補国が合意した適切なEU共通ポジションに従って割り当てられるとした。

ベルリン首脳会議で決定された全般的な緊縮財政努力は、2007～2013年期も継続されるべきとした。

(5) ニース条約に規定のない2004年の移行期間措置について合意

理事会はまた、同首脳会議に先立ち、EU一般問題理事会・外相理事会で準備された必要な合意事項を支持した。同事項は、構造基金予算、域内政策予算、北部キプロス支援、欧州開発基金、欧州石炭鉄鋼共同体、2004年の移行措置の特定多数決持ち票数、加盟日から次回欧州議会選挙までの扱い、議長国の輪番制に関するものである。

特にEU議長国の輪番制については、現行制度を2006年末まで継続するものとし、2007年以降については、できるだけ早く、遅くとも新規加盟国の加盟から1年後に、理事会が決定するとしている。

そのほか、カーリーニングラード問題、EU・NATO関係（特にNATO加盟国のうちEU未加盟国の扱い）、ロシアでのテロ事件について議論が行われた。

5. 外相理事会、新規加盟を2004年5月1日に延期

EU外相理事会は11月18日、2004年からのEU新規加盟が見込まれる10ヵ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニアのバルト3国、マルタ、キプロス）について、加盟日を5月1日とすることで基本合意した。12月のコペンハーゲン首脳会議で正式に決定される。

欧州委の当初案では、2004年1月1日からの新規加盟を予定し、一部加盟候補国からも

同日を希望する意見があったが、加盟条約批准のための時間を十分取ることが重要と判断し、日程を延期した。

新規加盟国にとっては、加盟が1月から5月にずれ込むことにより、EUへの財政負担が4ヵ月分軽減されるメリットがある。一方、EUから得る補助金は減らない見込み。

今回の加盟日延期は、新規加盟国が2004年6月に予定される欧州議会選挙に参加できるよう配慮した日程となった。

また、2007年の加盟が見込まれるブルガリアとルーマニアについて、EU外相理事会は、12月のコペンハーゲン首脳会議に向けて欧州委による交渉日程の提案および財政支援内容の引き上げを確認した。

6. コペンハーゲン首脳会議－新規加盟10カ国で25カ国体制へ

EU首脳会議（欧州理事会）が12月12～13日、コペンハーゲンで開催された。同首脳会議では、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロスの10カ国を2004年5月1日から、新規加盟国として受け入れることで合意した。これら10カ国は2003年4月、アテネで加盟条約に調印し、国内での国民投票を含む批准手続きを経て、2004年5月のEU加盟を目指す。

93年のコペンハーゲン首脳会議で着手した東方へのEU拡大プロセスは、9年後のコペンハーゲン首脳会議で、歴史的な前進を遂げるようになった。

同合意により、新規加盟が認められた10カ国が実際にEUに加盟するためには、2003年4月16日にアテネで加盟条約に調印し、国内での国民投票を含む批准手続きを、2004年5月1日までに終わらせる必要がある。次のステップは、新規加盟予定各国のEU加盟に向けた国内対応へと移る。

(1) 新欧州委のスタートは2004年11月から

今回の首脳会議では、新規加盟国が2004年5月1日までに予定どおり国内手続きを終了した場合には、2004年の欧州議会選挙に、加盟国として参加できるほか、現行の欧州委に5月1日から委員を出せるよう、加盟条約に明記することで合意した。

また、欧州理事会が新しい欧州委委員長を任命した後は、新しく選出された議員で構成される欧州議会が新委員を承認し、2004年11月1日から職務につく。さらに同日から、ニース条約に含まれる条項ならびに理事会の特定持ち票数が発効する。これらの事項については、2003年1月末までに結論を出すとした。一方、今回の決定後も、新規加盟予定国の加盟準備の進捗状況、経済政策の動向をモニタリングするとともに、これらの国がEU加盟国としての責務を果たせるよう、欧州委はモニタリング報告を基に、必要な提案を行う。さらに、加盟後3年間は不測の事態に備え、新規加盟国の権利・義務に関するセーフガード条項を設けることで合意した。

加えて、新規加盟国はEUの機構改革を協議する次回の政府間協議（IGC）にも、参加することとした。EU改革を進め、拡大のメリットを十分引き出すことを目指す。

(2) かろうじて決着した農業予算

他方、首脳会議の焦点のひとつだった農業予算を中心とする2004～2006年の新規加盟国向け予算については、ポーランドの度重なる増額交渉があったとされるものの、総額で99億5,200万ユーロ（2004年）、126億5,700万ユーロ（2005年）、149億5,800万ユーロ（2006年）を上限とすることで合意した。

内訳をみると、①共通農業政策と地域開発から成る農業予算は、2004年から2006年まで順に18億9,700万ユーロ、37億4,700万ユーロ、41億4,700万ユーロ、②構造基金^{（注2）}は34億

7,800万ユーロ、47億8,800万ユーロ、59億9,000万ユーロ、③結束基金^(注3)は26億1,700万ユーロ、21億5,200万ユーロ、28億2,200万ユーロ、④域内政策および移行に伴う追加支出として、総額14億2,100万ユーロ、13億7,600万ユーロ、13億5,100万ユーロ、⑤行政予算として、5億300万ユーロ、5億5,800万ユーロ、6億1,200万ユーロで合意した。

(3) 統一キプロス加盟への交渉継続、ブルガリア、ルーマニアは2007年加盟を目標

キプロスについては、加盟交渉は終了したものの、欧州理事会はキプロス島全体としてのEU加盟を強く希望しており、その意味で、国連事務局の提案による現キプロスと北部キプロスとの統一問題の交渉を2003年2月28日まで継続するという、両政府の約束を支持した。

欧州理事会は、キプロス島の統一が果たせなかった場合に、キプロス島北部へのアキの適用は、欧州委の提案に従って、理事会が全会一致で決定するまで延期することで合意した。ただし、理事会は欧州委に対し、キプロス政府と協力し、統一に向け、北部経済開発の促進を模索するよう要請した。

ブルガリアとルーマニアについては、先のブリュッセル首脳会議での2007年の加盟を確認し、欧州委が用意する新しい交渉日程を、加盟に向けて前進させるとした。また、司法・行政改革の重要性を強調し、これが両国の加盟準備を後押しするとした。さらに、両国への加盟準備援助額の引き上げを確認したほか、次回IGCにオブザーバーとして参加することとした。

(4) トルコとの加盟交渉開始は2005年以降に先送り

トルコについては、加盟基準達成に向けた法制度上の最近の重要な前進を評価する一方、一層の改革促進を要請した。焦点となっ

ていた加盟交渉時期については、トルコが2004年12月の欧州理事会までに、民主化が充分進んでいると確認されれば、遅滞なく加盟交渉を開始することで合意した。

また、トルコのEU加盟を支援するため、加盟戦略を強化するとともに、欧州委に加盟支援策を見直すよう要請したほか、トルコとの関税同盟を延長、深化させるべきとした。トルコの加盟準備支援額を引き上げ、2004年から加盟準備金の予算項目から支出するとした。

さらに、現加盟国と今後加盟する国は、包括的かつ不可逆的な拡大プロセスに関する「ひとつの欧州」と題する共同宣言に合意し、加盟条約の付属文書に添付するとした。

拡大後に近隣国となる国々との関係について、西バルカン諸国に対しては、EU加盟を視野に入れた同諸国の努力を全面的に支援することを強調したほか、ロシア、ウクライナ、モルドバ、ベラルーシ、南地中海諸国との関係強化の意向を示した。

そのほか、EUとNATOとの関係調整、イラク問題での国連への支持、スペイン沖でのタンカー沈没事故に伴う海上安全・汚染問題への対応などを討議、確認した。

7. 加盟条約批准のための国民投票成功を予測－WIIW上級調査員の見方－

EUは現在、2004年5月からの新規加盟国受け入れに向けて準備を進めている。ジェトロ・ブリュッセルはEUの新規加盟国受け入れ決定に先立つ2002年11月13日、EU拡大の見通しなどについて、ウィーン比較経済研究所（WIIW）のシャンドール・リヒター上級調査員にインタビューを行った。同調査員は、加盟候補10ヵ国が2003年に実施する加盟条約批准のための国民投票をクリアし、2004年からの新規加盟を実現させるとの見通しを述べた。同調査員の見方は次のとおり。

(1) EUを拡大に導く地理的、歴史的背景

問：EU拡大の原動力および背景は何か。

答：EU拡大の背景には、政治的理由が半分、経済的理由が半分ある。中・東欧諸国は、旧ソ連崩壊後、旧ソ連の支配から独立したいという力が働いた。その延長上に、地域安定という政治的理由がある。

問：EU拡大の最終的フロンティアはどこまで広がるのか。また、欧州の将来に関する諮問会議議長のジスカール・デスタン元フランス大統領が最近、欧州ではないと発言したトルコの扱いはどうなるのか。

答：地理的にはウラル山脈までが欧州とされていることや、過去のローマ帝国など歴史上の領域を参照する考え方もある。加盟候補国以外では、クロアチアはそれほど遅くない時期にEUに加盟するだろうが、セルビアは政治的にまだそうした段階にない。ベラルーシ、ウクライナ、モルドバをEUに入れるかどうか、EU拡大の範囲についての最終段階となろう。さらに先には、ロシアをどうするかという問題があるが、ロシアがEUに入ることとは想像できない。またトルコは、民主主義の概念、宗教（イスラム教）、政治文化などで欧州とは全く異なる。

問：EUとロシアとの将来的な関係はどうなるか。

答：ロシアとの関係は、エネルギー、インフラなどで特別な協力関係を築いていくものとみている。

(2) EU法の導入をめぐり2004～2007年がヤマ場

問：2004年にEU拡大が実現すると、新規加盟国は加盟後、各種指令の国内法制化などEUとの一体化に向けた行政能力を要求されるが、実際に機能するか。

答：2002年10月のブリュッセル首脳会議で、

新規加盟国に対し、EU法の総体であるアキ・コミュニテールの国内法制化のために、加盟前6ヵ月間のモニタリング期間が設定された。EU法の国内法への適用は富める国には易しいが、貧しい国には困難だ。さらにEU法を順守できず、罰金が科せられれば、経済的にもますます困難になる。EU法の国内法への導入について、特に加盟後2004～2007年の3年間は混乱すると思う。

問：10月のブリュッセル首脳会議で、農業予算について2006年の規模を上限とする合意が形成されたが、新規加盟国への農業直接補助金は2004年の25%（現加盟国基準を100%とした場合）から毎年5%ずつ拡大していく。この調整はどのように行われるとみるか。

答：2007年に何らかの対応に迫られるだろう。最終的には、新規加盟国に対する直接農業補助金は、毎年5%ずつ引き上げられるので、全体の枠が2006年を上限に固定されれば、現加盟国への農業補助金を引き下げるしかない。現加盟15ヵ国がこのように妥協するしかない。

(3) 新規加盟国のユーロ参加は2008～2009年と予測

問：EU拡大による最大のインパクトは何か。

答：現加盟国と新規加盟国ではインパクトは異なる。拡大により新規加盟国との国境がなくなり、現加盟国と新規加盟国との経済協力が促進される。直接投資も増えるだろう。何より、欧州市場に対する心理的な変化が大きいだろう。また、新規加盟国のユーロへの参加はとても重要である。EU加盟とユーロへの参加は同時ではなく、別々に考える必要がある。早い国でもユーロへの参加は、2008～2009年ぐらいになるのではないかと。

問：12月のコペンハーゲン首脳会議で新規加盟国が決定した後は、新規加盟候補国で実施される加盟条約批准のための国民投票が課題

.....

になると思うが、新規加盟が見込まれる10ヵ国（キプロス、マルタ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、ラトビア、エストニア、リトアニア、チェコ、スロベニア）での国民投票の見通しは。

答：2003年4月にアテネで加盟条約への調印が予定されているが、その後、各国で国民投票が行われる。農業人口が多いポーランドや、受益額より拠出額が多くなるスロベニアなどで困難が予想される。しかし個人的には、10ヵ国とも無事、国民投票をクリアし、2004年に加盟できるとみている。

問：EUが25ヵ国になった後の拡大予想はどうか。

答：私の予想では、2007年の加盟が見込まれるブルガリア、ルーマニアと同時期か、やや遅れてクロアチアが加盟するのではないかとみている。クロアチア以外の旧ユーゴスラビア諸国については、EU加盟までにはまだ15～25年ぐらいはかかるだろう。また、トルコについても当面加盟は想像し難い。

8. 加盟交渉項目別進捗状況

加盟候補13ヵ国のうち、トルコを除く12ヵ国について、以下に加盟交渉項目別の進捗状況（2002年12月20日時点）を記した。なお、交渉項目31は省略した。

（1）ブルガリア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・条件付きで交渉終了（2002年6月）
2	人の自由移動	・条件付きで交渉終了（2002年6月） [移行措置] ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・条件付きで交渉終了（2001年11月） [移行措置] ・2009年末までに、投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・条件付きで交渉終了（2001年7月） [移行措置] ・セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・条件付きで交渉終了（2001年6月） [移行措置] ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉中（交渉開始2001年3月）
7	農 業	・交渉中（交渉開始2002年3月）
8	漁 業	・条件付きで交渉終了（2001年5月）
9	運 輸	・交渉中（2001年6月）
10	税 制	・交渉中（交渉開始2001年7月） [移行措置] ・国際線旅客に対するVAT免除 ・たばこに対する物品税の低減など
11	経済通貨同盟（EMU）	・条件付きで交渉終了（2002年4月）
12	統 計	・条件付きで交渉終了（2000年12月）
13	社会政策・雇用	・条件付きで交渉終了（2002年4月） [移行措置] ・2010年末までに、EU指令（90/239/EEC）を修正するEU指令（2001/37/EEC）（たばこのタール含有許容値）の適用

Report 1

	項 目	内 容
14	エネルギー	・ 条件付きで交渉終了（2002年後期） 〔移行措置〕 ・ 2012年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・ 条件付きで交渉終了（2001年後期）
16	中小企業（SMEs）	・ 条件付きで交渉終了（2000年 5 月）
17	科学・研究	・ 条件付きで交渉終了（2000年 5 月）
18	教育・訓練	・ 条件付きで交渉終了（2000年 5 月）
19	通信・情報技術	・ 条件付きで交渉終了（2001年10月）
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・ 条件付きで交渉終了（2000年11月）
21	地域政策	・ 交渉中（交渉開始2001年11月）
22	環 境	・ 交渉中（交渉開始2001年 7 月）
23	消費者保護	・ 条件付きで交渉終了（2000年10月）
24	司法・内務	・ 交渉中（交渉開始2001年 6 月）
25	関税同盟	・ 条件付きで交渉終了（2002年 7 月）
26	対外関係	・ 条件付きで交渉終了（2000年後期）
27	共通外交安全政策（CFSP）	・ 条件付きで交渉終了（2000年前期）
28	財務管理	・ 交渉中（交渉開始2001年後期）
29	財政・予算規定	・ 交渉中（交渉開始2001年後期）
30	機 構	・ 条件付きで交渉終了（2002年前期）

（2）キプロス

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 2005年末までに、医薬品販売承認方法の更新
2	人の自由移動	・ 交渉終了
3	サービスの自由移動	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 2007年末までに、協力的な貸付・貯蓄社会を排除
4	資本の自由移動	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ セカンドハウス獲得に対し5年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 医薬品およびコミュニティ商標に関する E U 提案の承諾
6	競争政策	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 2005年末までに、矛盾した財政援助の段階的廃止
7	農 業	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・ 交渉終了
9	運 輸	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 2005年末までに、国内輸送に使用される特定車両への回転速度計（タコメーター）の取り付け

.....

	項 目	内 容
10	税 制	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ レストランに対するVAT低減 ・ 国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・ 交渉終了
12	統 計	・ 交渉終了
13	社会政策・雇用	・ 交渉終了
14	エネルギー	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 2007年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・ 交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・ 交渉終了
17	科学・研究	・ 交渉終了
18	教育・訓練	・ 交渉終了
19	通信・情報技術	・ 交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・ 交渉終了
21	地域政策	・ 交渉終了
22	環 境	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 2005年までに、梱包材回収目標の設定 ・ 2012年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・ 交渉終了
24	司法・内務	・ 交渉終了
25	関税同盟	・ 交渉終了
26	対外関係	・ 交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・ 交渉終了
28	財務管理	・ 交渉終了
29	財政・予算規定	・ 交渉終了
30	機 構	・ 交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（３）チェコ

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・ 交渉終了
2	人の自由移動	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・ 交渉終了
4	資本の自由移動	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・ 交渉終了 〔移行措置〕 ・ 医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾

Report 1

	項 目	内 容
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、鉄鋼業を完全に再構築
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、所要の石油備蓄を確保 ・2004年末までに、ガス指令の施行
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2010年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

.....

(4) エストニア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年末までに、銀行預金保証と投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2009年末までに、所要の石油備蓄を確保 ・2008年末までに、電力指令の施行
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2013年までに、飲料水の品質向上 ・2010年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了

Report 1

	項 目	内 容
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（5）ハンガリー

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2つの特殊銀行の排除 ・2007年末までに、投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2011年までに、矛盾した財政援助の段階的廃止
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃 ・2006年末までに、鉄道市場へのアクセス制限を段階的に撤廃など
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了

.....

	項 目	内 容
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了 〔移行措置〕 ・アルミニウムの輸入に対し3年間の移行期間を設置
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（6）ラトビア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・信用組合の解散 ・2007年末までに、銀行預金保証と投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・リガ湾の保全管理

Report 1

	項 目	内 容
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、国内輸送に使用される特定車両への回転速度計（タコメーター）の取り付け ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃など
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2004年7月1日までに、EU指令（89/655/EEC）（就労技術）の施行など
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2009年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

.....

(7) リトアニア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年1月1日までに、医薬品販売承認方法の更新
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・信用組合の解散 ・2007年末までに、銀行預金保証および投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、国内輸送に使用される特定車両への回転速度計（タコメーター）の取り付け ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃など
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2009年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了

Report 1

	項 目	内 容
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2009年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（8）マルタ

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、医薬品販売承認方法の更新
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・労働者の自由移動に関するセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対する特別措置を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2011年末までに、矛盾した財政援助の段階的廃止 ・2008年末まで、造船業への再構築援助など
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・海岸から25マイルの海洋管理
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、特定車両に対する車両税の段階的増加 ・2005年末までに、国内輸送に使用される特定車両への回転速度計（タコメーター）の取り付けなど
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2010年までに、食料品および医薬品に対するVAT率0%の適用 ・水、新築ビルおよび国内旅客者に対するVAT免除など

.....

	項 目	内 容
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、EU指令（89/655/EEC）（就労技術）の施行など
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2009年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定（飲料用は2007年まで） ・2007年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了 〔移行措置〕 ・毛織物などの輸入に対し5年間の移行期間を設置
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（9）ポーランド

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2008年末までに、医薬品販売承認方法の更新 ・現行国内法に基づいて発行された医療器具ライセンスの有効期間は2005年末まで
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・信用組合および特殊銀行の解散 ・2007年末までに、投資家補償水準を低減

Report 1

	項 目	内 容
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し12年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2011年末までに、矛盾した財政援助の段階的廃止 ・2006年末までに、鉄鋼業を完全に再構築など
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・バルト海のスプラット包括承諾
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃 ・国内鉄道市場へのアクセス制限を段階的に撤廃など
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了 〔移行措置〕
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2008年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、EU指令（2002/39/EC）の実施
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了

.....

	項 目	内 容
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（10）ルーマニア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉中（交渉開始2002年3月）
2	人の自由移動	・交渉中（交渉開始2002年3月）
3	サービスの自由移動	・交渉中（交渉開始2002年12月）
4	資本の自由移動	・交渉中（交渉開始2001年春）
5	会 社 法	・条件付きで交渉終了（2001年12月） 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉中（交渉開始2000年11月）
7	農 業	・交渉中（交渉開始2002年11月）
8	漁 業	・条件付きで交渉終了（2001年6月）
9	運 輸	・交渉中（交渉開始2001年6月）
10	税 制	・交渉中（交渉開始2001年10月）
11	経済通貨同盟（EMU）	・条件付きで交渉終了（2002年6月）
12	統 計	・条件付きで交渉終了（2000年12月）
13	社会政策・雇用	・条件付きで交渉終了（2002年4月）
14	エネルギー	・交渉中（交渉開始2002年前期）
15	産業政策	・条件付きで交渉終了（2002年7月）
16	中小企業（SMEs）	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
17	科学・研究	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
18	教育・訓練	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
19	通信・情報技術	・条件付きで交渉終了（2002年11月）
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・条件付きで交渉終了（2002年12月）
21	地域政策	・交渉中（交渉開始2002年3月）
22	環 境	・交渉中（交渉開始2002年3月）
23	消費者保護	・条件付きで交渉終了（2001年7月）
24	司法・内務	・交渉中（交渉開始2002年4月）
25	関税同盟	・条件付きで交渉終了（2002年11月）
26	対外関係	・条件付きで交渉終了（2000年前期）
27	共通外交安全政策（CFSP）	・条件付きで交渉終了（2000年前期）
28	財務管理	・交渉中（交渉開始2002年前期）
29	財政・予算規定	・交渉中（交渉開始2002年12月）
30	機 構	・条件付きで交渉終了（2002年前期）

Report 1

(11) スロバキア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・不動産に関し、セーフガード条項を7年間設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・特定の自動車製造企業に対する矛盾した財政援助の転換など
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2008年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了

.....

	項 目	内 容
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（12）スロベニア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年末までに、医薬品販売承認方法を更新
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2004年末までに、貸付・貯蓄のための資本要求水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・建設工事および飲食店に対するVAT率の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、EU指令（86/188/EEC）（職場での騒音）の施行など
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了

	項 目	内 容
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（出所）欧州委員会拡大総局

（田中 晋、北折 宏規）

EU基準への適合が市場での生き残りの条件（エストニア）

ヘルシンキ事務所

エストニアでは、2002年12月にコペンハーゲンで開催されたEU首脳会議において2004年5月からのEU新規加盟が確定し、95年11月のEU加盟申請および98年3月に始まった加盟交渉に一応の区切りがついたことで、政府関係者は一様に達成感と喜びの表情をみせている。

EU首脳会議終了後の12月16日、リューテル大統領、サヴィ国会議長、カッラス首相の連名により、国民に向けてEU加盟への賛成を呼びかける共同声明が出され、オユランド外相は国内における加盟条約の批准手続きとEUの活性化に向けて全力を傾けるとコメントした。EU加盟と憲法改正の審判を問う国民投票は2003年9月14日に行われる。

首脳会議前夜まで、ぎりぎりの交渉が続けられていた牛乳生産割当量の問題について、リューテル大統領は、エストニア側が主張した90万トンを確認できず64万6,000トンで妥結せざるを得なかったことに遺憾の意を表明した。一方、エストニアEU統合局長のホロレイ前商工相は、EU農業補助金の追加上積みを含め予想以上の成果であり、既にEU側としても同割当制度の撤廃も視野に入れていることから、あまり悲観しすぎる必要もないとして、今回の加盟決定および交渉成果を高く評価している。しかし、マスコミは比較的冷静に本決定を受け止め、EU加盟後の国内経済に与える影響などについて、ネガティブな面もあることを伝えている。以下、経済面

.....

の影響を中心に概観する。

1. EU加盟交渉への取り組みと加盟決定の影響

(1) 有力政党は加盟支持

エストニアでは2002年1月に政権交代があり、改革党のカッラス党首を首班とする新内閣が発足した。連立与党の組替えにより、それまで加盟交渉を推進していた祖国党のラール前首相や穏健党のイルヴィス前外相らは退き、さらに同年10月の全国地方選敗退により党首を引責辞任するなど政治情勢はめまぐるしく変化した。新政権のEU加盟に対する基本姿勢に変化はなく、むしろ最終スパートに向けて加速した。

2003年3月には議会総選挙を控え、政局が再び流動的となる局面も予想されるが、EUとNATO加盟という2大外交政策に関してはいずれの有力政党も国策として加盟支持派であるとの認識で一致している。

2002年10月に欧州委員会が発表した定期報告書では全体的に肯定的な評価がなされている。経済は完全に市場原理に基づいて機能していると認められ、2004年に加盟する準備は整っているとの判断がなされているが、いくつかの問題点も指摘されている。政治的基準においては、行政機構の強化、ロシア系住民に対する扱いなどが挙げられ、経済的基準では失業対策、経常収支の大幅な赤字、オイルシェール発電の改善および代替エネルギー対策の必要性などが指摘された。

アキ・コミュノテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）については、「機構」と「その他」を除いた29項目のうち19項目に関しては、すでに満足できるレベルに達していると評価されたが、今後さらなる努力を必要とする分野として「関税」と「漁業」が挙げられた。「関税」に関しては、これまで関税のほとんどない自由貿易主義を貫いてきたため、EU通関規則の適用にあたり、

税関能力をさらに高める必要があるというもので、データシステム接続に関しても改善が求められている。また「漁業」に関して、EU側はEUの共通政策を速やかに実行できるか疑問視している。その理由として、漁業に関するデータシステムの遅れ、農業省と環境省の連携が不十分なこと、漁業に関する法律採択の遅れが挙げられている。

(2) 予想される労働者の国外出稼ぎの増加

エストニア国民はその歴史的経緯から隣国ロシアに対して、未だに複雑な感情と脅威を抱いており、最近まで国民の関心はEUよりもむしろNATOへの早期加盟の方が圧倒的に高かった。しかしEU加盟も秒読み段階に入り、その影響が論じられるようになってきてから、国民の関心も徐々に高まりをみせ始めた。2001年6月時点の世論調査ではわずか27%に過ぎなかったEU加盟支持率が、12月から2002年1月にかけて54%とついに過半数を超え、9月には政治家のスキャンダルによる不信感から45%まで落ち込んだものの、2002年11月時点で57%（反対36%）と再び過半数を超えるレベルに戻っている。

しかし、加盟交渉終了直後に別の民間調査機関が行った世論調査では、肯定的な意見が59%、否定的な意見が17%だったが、わからないという答えが24%もあり、国民の理解が未だ十分ではないこともうかがえる。政府は加盟終了2週間後、EU加盟交渉の結果を国民に知らせる20ページの「Eesti otsus（エストニアの決定）」というタイトルの冊子を全家庭に配布している。エストニアの一般国民のEU加盟に関する関心事としては、どの程度物価が上がるのかといったものが多い。この点については、エストニアは自由貿易主義を掲げ、抜群の経済開放度を誇り、これまでEU域外からの輸入も多かったため、関税率が高い砂糖、燃料、タバコなどの一部品目および自動車、自動車保険（EU域内適用強制

自賠償）などEU税制への適合を求められる品目を除けば、さほど急激な生活必需品の物価上昇はないだろうとみられている。しかし、エストニア人の購買力は現時点でEU平均の42%しかないにもかかわらず、物価水準は既にEU平均の70%近くに達している。家計のエンゲル係数もEU平均19%に対し32%である。つまり、数々の経済指標から見るとエストニア経済は急速に発展しているように見えるが、内実の一般市民の生活は既に十分苦しいものとなっている。

このような状況下で失業率が11.5%と極めて高いエストニア労働者の関心事として、EU加盟により「人の移動」制限が解除されると海外への出稼ぎ労働者が増える可能性が高い。2002年5月に隣国フィンランドの中央労働組合（SAK）がエストニア人労働者1,000人余りを対象に行った意識調査によると、EU加盟が実現した場合、2人に1人が海外に働きに出たいと答えており、希望する行き先はドイツ、フィンランドの順であった。2002年11月にエストニアで行われた調査でもほぼ同様の結果となった。既に高い失業率にあえいでいるフィンランド労働市場は危機感を募らせ、不法就労を防止する目的からフィンランド労働市場情報センターを開設して、「人の移動の自由」に移行期間を設ける動きをみせている。一方で、英国、アイルランド、スウェーデン、デンマーク、オランダなどは早々と賃金の安いエストニア労働者を歓迎し、EU加盟直後の労働市場開放の意向をエストニアに伝えている。

(3) 低い牛乳生産割当で酪農業は大きなダメージ

オランダ外相はこれまでの経緯を振り返り、「エストニアにとって最大の勝利となったのはエストニアの現行税制維持を勝ち取ったことだ」としている。これは主として2001年1月から導入されている利益再投資非課税

制度のことを指し、企業利益のうち課税対象となる利益が再投資に回される分についての法人税（26%）の免除がEU加盟後も維持される。

この制度は対内投資の促進を目的として、カッラス首相率いる改革党のイニシアティブで導入されたものであるが、プロディEU委員長が2002年3月のカッラス首相との会談時に、この制度は加盟国間の投資誘致競争上不当に有利になるとして撤廃を要求された経緯がある。しかし、カッラス首相自ら、中長期的視点から同国経済発展に不可欠と強く主張し、最終的にEU側も干渉せずということで、同インセンティブはEU加盟後も維持されることとなった。

その他に加盟交渉で大きな案件となったのは、現在ヘルシンキ・タリン間をはじめとする旅客船内で行われている公海上の観光客向け免税販売の廃止問題であった。これも同国にとって定期旅客船業界と観光収入への打撃と密接に結びついているため、エストニア側は当初、2014年までの移行期間を要求していた。しかしこれは受け入れられず、EU加盟と同時に公海上の免税販売も廃止されることになった。

農業分野の加盟交渉は、各国共通して最も困難な交渉となったが、特にエストニアがEU側の農業生産割当について、最も強く問題視していたのは牛乳であった。当初の割当量が年産56万トンと低すぎるレベルにあることを巡って農水相と生産者代表が激しくEU側に抗議を続けた。EU側の割当見積りは97～99年の出荷量に基づいて算出されたものである。この時期はロシア危機の影響で需要が大きく落ち込んだ時期でもあり、これに基づき算出すると2001年の生産量は70万トンにも満たないため、生産者に深刻な打撃を与えることになる。政府は将来的な需要拡大も見込んで当初は90万トン、最低70万トンを確保する方針で交渉終了直前まで粘り強い折衝を続

.....

けたが、12月10日の外相会合にて最終的に64万6,368トンで妥結することになった。こうした経緯もあり、首脳会議終了後の欧州委員会のプレスリリースには「この合意はロシア危機の影響および将来需要も考慮に入れた割当量としての合意である」との一文が最終行に挿入されている。

これによりエストニアは現在飼育している乳牛の4分の1に当たる約3万頭を処分することを余儀なくされることになり、生産酪農家および同国の酪農業はとても大きなダメージを受け、ロシア市場向け輸出分相当量がほぼなくなるとみられている。ちなみに、羊に関しても14万7,000頭の飼育割当要求に対し、2万7,000頭と非常に低く抑えられた。

しかし、「農業」分野では予想外の成果として、ポーランドをはじめとする中欧諸国の主張にEU側が譲歩する形で、すべての加盟候補国にEU農業補助金の追加上積みがあり、エストニアも首脳会議前夜、9,070万エストニア・クローン（EEK、1EEK＝約8.3円）の追加上積みが提示され、これにより2004～06の3年間にEUから受け取る補助金は1,230億EEK、融資なども合わせたキャッシュフローはおよそ1,800億EEKにのぼると見積もられている。

上述のとおり、オランダ外相は現行税制の当面の維持を最大の勝利とし、カッラス首相も税制、エネルギー政策（オイルシェール発電所並びに化学プラントに対する援助、液体燃料備蓄義務90日分の2009年までの移行期間、エネルギー市場開放の移行期間）、漁業（バルト海でのニシン漁獲量とダイオキシン濃度のEU基準との整合への移行期間）などの交渉成果を特に評価している。その他主要政党党首らが評価した分野として、農業直接補助金額、狩猟（ビーバー、オオヤマネコ、熊、狼などの狩猟許可）、国境警備強化に対する補助金などがある。

逆に交渉が最も残念な結果に終わった点に

については、牛乳割当量、免税販売の撤廃などである。また、外国人への土地売買に制限を加える交渉について、その他の優先課題への対応によりクリアにされなかったことが、政党間による考え方の違いで意見が分かれており、今後の内政問題として注視が必要である。

一方、ビジネス界の評価としては、エストニア商工会議所のアンケート（2003年1月現在）によれば、「企業家としてエストニアのEU加盟に賛成か」との問いに対し、賛成56%、反対43%となっており、必ずしも圧倒的に賛成多数というわけではない。ルマン会頭自身は、「エストニアがEUに加盟しなければ現在の経済状況は維持できない」、つまり「経済発展のためには必然のステップである」と受け止めている。

エストニア唯一の経済紙であるビジネスデイ（Äripäev）は、リベラルな経済政策を志向するという理由から、長年、EU加盟には懐疑的な見方を示してきた。同紙も編集長コラムという形で、「EU加盟は今日不可避のものとなり、決まったからには利用できるすべてを利用し、官僚主義をできるだけ避けるようにするしかない」とコメントしている。

2. 予想される今後のビジネス環境の変化

(1) EU基準への適合が生き残りの条件

農業分野、特に酪農業界への多大な影響は上述のとおりであるが、産業界全般にいずれの業界でもEU基準への新たな適合可否が生き残りの条件とされる。

特に、すべての食品を扱う企業が、2004年1月1日までにEU基準に合致することを求められており（当初2003年1月1日までであったが、1年延長となった）、食品業界などで深刻な影響が予想されている。例えば、食肉加工企業は2002年初の段階で219社あるが、大手8社で国内生産量の8割を占め、中小は生き残りが厳しいとみられている。乳製品業

界でも既に数社が営業停止に追い込まれたとされる。魚加工業は主な輸出先であったウクライナ（現在は二国間自由貿易協定締結国）への輸出に関税が課されることになるほか、魚に含まれるダイオキシン濃度がEU基準をクリアできていないためEU向けにも輸出できない。製菓業界でも砂糖にかかる輸入関税でコストアップは避けられない。

自動車関連業界では、EU加盟に伴う法改正関連で2003年から自動車物品税が廃止になり、販売業にとってはプラスになる。一方、社用車の私的利用税が月1,000EEKから2,000EEKに値上げされることがほぼ決まっている（現在、エストニア自動車市場の購買力は社用車で支えられているといっても過言ではなく、これを社員に貸与する形がとられている）。さらに、古い大型車にかけられる新環境税が輸送業界にマイナスの影響を及ぼすことが予想される。中古車解体業もEU基準を満たしているのは2～4社程度といわれ、業界壊滅の結果として中古車部品の価格上昇につながるのではないかとの見方もある。建設業界では2003年1月から施行される建築基準法の改正により、EU基準に準拠した建築部材の認証試験の義務付けがコスト増につながるものとみられる。

貿易面ではロシアとの二重関税（95年以降、特定のエストニア物品に一般税率の2倍の関税が課されている）がEU加盟前には政治決着が図られる見通しであるが、逆にロシアからの輸入に新たに関税が課せられることになる。ロシアはエストニアにとって輸出の8.9%（15億8,560万EEK、2001年）、輸入の12.5%（60億9,720万EEK）を占め、フィンランド、スウェーデン、ドイツに次ぐ貿易相手国である。特に自動車用燃料の輸入は国内市場の4割を占めており、新たに4.7%の関税率を賦課されることは国内経済にネガティブな影響をもたらすこととなろう。さらにロシアからの鉄鋼輸入制限問題（EU関税賦課お

よび輸入割当政策）について、金属加工業界ではロシア製と比べて30～50%も高いEU鉄鋼の調達を余儀なくされ、高コストで競争力を失うことになるため、年間30万トンの国内消費量を賄うロシアやCISからの鉄鋼輸入割当確保を主張している。

本来、エストニアの貿易投資制度は極めて自由化されたものであったため、EU加盟に伴う一層の自由化を必要とする分野はエネルギーなどを除いてほとんど皆無といってよく、むしろ加盟により関税賦課を始めとした規制が増えるというのが実情である。今後、実務にあたる関係各所が新たな法律や制度を適用していくにあたり、現場での混乱を招く恐れも十分考えられ、国内産業界は当面の直接的影響について、利下げ予測以外にさほど明るい展望をもっているとは言い難い状況である。

(2) 進出外資系企業への影響は軽微

自由貿易・投資促進の原則に立つエストニアでは現在、食品・飲料類などを除き関税も非関税障壁（数量制限や課徴金などが課せられている物品）はないが、今後はEU関税制度が適用されるため、日本からの直接の輸入もこれまでより不利な状況となる。

乗用車販売のバルティック・トヨタ社では、日本からの輸入を減らしEU域内生産車の取扱い比重を高める方向で対応している。しかし、EU加盟後に導入されるであろう新たな自動車税が現在の価格レベルを押し上げることは間違いないとみている。

欧州最大規模を誇るフィンランド系EMS（電子機器受託製造サービス）企業のエルコテック・タリン社は、加盟後のビジネス変化は概ね軽微とみているが、労働者賃金の上昇や関税など税制面で若干煩雑になるなどの影響を挙げている。

その他の企業も共通してEUが定める品質基準への適合を余儀なくされることから、操

.....

業コストの増大を招き、結果として大手企業が優位となり、中小企業は淘汰されていくのではないかとの見方を示している。

エストニアは、91年の独立回復直後から主要投資国とは二国間投資保護協定や二重課税防止協定など各種経済連携協定を既に締結しており、ほとんどの外資系企業にとっては現実的にはEU経済圏として織り込み済みで、特にこれまでと投資制度面が大きく変わる訳でもないため、国内企業ほど深刻な影響があるとは受け止められていないのが実情である。

(3) ユーロ導入は早くて2006年以降か

EU加盟後にエストニアが対欧政策として次に目指すのが、欧州経済通貨同盟（EMU）参加によるユーロ通貨の導入である。

政府は2002年8月13日、「加盟準備経済プログラム」（PEP、Pre-Accession Economic Programme）という政策方針を閣議決定している。これは向こう4年間で経済構造改革を推進し、コペンハーゲン基準を完全に達成するとともに、EMU加盟の準備期間と位置付ける方向性を打ち出したものである。

同国では独立回復直後の92年にバルト三国で最も早くロシア・ルーブル圏から脱し、現在流通している独自通貨エストニア・クローン（EEK）を導入している。クローンは導入当初から旧ドイツ・マルクと固定レートで連動していたが、現在はユーロとの固定相場制（1ユーロ=15.65EEK）となっている。このため、エストニア側にとってはユーロ導入にさほど障害はなく、メリットの方が大きいと考えられる。しかし同国では、①欧州中央銀行が同国のEMU加盟に段階を踏ませる基本姿勢で臨むとみられること、②ユーロ弱体化懸念が払拭されない限り現EMU諸国側にとっても早期受け入れは困難とみられること、③99年当時エストニア中央銀行総裁で2001年まで財務相を務めていたカッラス現首相自身がユーロ導入消極派だったことなどからユーロ導入は早くて2006年以降であろうと予想されている。

一方、中長期的にみて同国の財政構造には暗雲も漂う。これまで順調に推移してきた中央財政が2003年予算で独立回復後、初めての赤字予算（387億5,800万EEK、マイナス幅3億2,400万EEK）となった。これは少子高齢化が深刻な同国において社会福祉年金給付額が急激に増大し続けているという人口動態に起因しており、現与党（中央党、改革党）が同給付額の維持を公約として掲げているため、2003年3月の総選挙（4年に1度）で再び勝利して政権に就き、支払額の維持を続けるようであれば、今後とも財政赤字が続くことになる。年金改革は失業対策とともに内政面の必須課題であり、EMUを志向するうえで今後このような財政要因も考慮にいれるべきであろう。

また、2001年に過去最高を記録した海外からの直接投資も2002～03年は減少する見通しで、外資系企業誘致で成長を続けてきた同国が、現在ドイツや英国の投資家の注目を集めている中欧諸国とともにEU加盟を果たし、今後も躍進し続けられるかどうかは予断を許さない状況にある。

（タルト大学講師 宮野恵理、ヘルシンキ事務所 岩井政之）

進むEUとの制度調和、EU関連情報不足の解消が急務（ラトビア）

ストックホルム事務所

1. コペンハーゲン基準に沿って加盟準備

ラトビア政府が95年以来、EU加盟実現のために取り組んできた社会改革は、政治的、経済的、およびEUメンバーとしての義務を果たすべき参加基準として示された「コペンハーゲン基準」に沿ったものである。つまりそれらは、民主主義、法の支配、人権および少数民族擁護の保証（政治的基準）、市場経済化とEU内での競争と市場への対応能力の保証（経済的基準）、政治的目標ならびに経済通貨同盟を含む加盟国としての義務を負う能力の保証（EU法の総体の受容）である。

(1) 政治的基準～行政・司法制度改革が進展

欧州委員会は97年、ラトビアが政治的基準を満たし得るとの判断を下した。それ以来、政府は民主主義改革を加速し、法制度の整備を行い、人権擁護と少数民族保護政策などを進めた。その結果、欧州委員会が2002年10月に発表した定期報告書において、ラトビアが政治的基準を満たしていると述べるに至った。

政府がこの分野で取り組んだ改革は、具体的には、行政改革（新たな公務員制度の整備とそのための法的基礎および公務員法および行政法の改定）、司法制度の改革（司法制度の近代化および法整備）である。現在、裁判システムの改善が進行中であり、判決までの時間の短縮、未決件数の減少が図られている。

法的整備、汚職防止局創設などによる取り締まりの強化、啓蒙活動などによって、政府は汚職の減少に成功している。

政府は、外国人（国内在住のロシア人が主な対象）を社会に統合するための改革も進め

ており、従来の選挙法に存在したラトビア語の必須条件を撤廃するとともに、社会統合基金の活動を通して帰化の促進支援を強化している。政府の当面の課題は、社会のすべてのレベルにおいて言語法を徹底することである。政府は、帰化を促進する過程で公用語教育促進のための新たな予算を割り当てた。

(2) 経済的基準～ハーモナイゼーションの仕上げが課題

政府は、経済再建のための方策も成功裏に遂行しており、マクロ経済は順調に推移している。欧州委員会の定期報告書では、ラトビアの市場経済が良く機能しており、EU内の競争と市場の圧力に耐えるだけの力があり、経済基準を満たしていると述べている。

政府は特に最近2年間、集中的に法制度をアキ・コミュテノール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）に近づけるべく努力を重ねた。基本的な法制度の主要部分は既にEU基準とのハーモナイゼーション（調和）が一般的にハイ・レベルで遂行済みであり、2002年には行政制度における統合化もかなり進んでいる。同年にはそのための公務員の研修が行われた。欧州委員会は、その法制度を実行するための管理行政システムのさらなる構築が必要であるとしている。

総じて、同国においてはEU規定に準拠するための国内法の整備はほぼ完了し、今後それを実行するための行政システムを構築することが急務だといえる。主な交渉分野の状況は、次のとおり。

・「モノの自由移動」

法制度面での整備をほとんど完了したが、認証システムの完備についてはまだ発

.....

展途上の段階である。市場管理体制は改善され、食品安全、政府調達などについてのインフラの統合については、現在取り組みが開始されているところである。

・「人の自由移動」

法整備は、EU基準とのすり合わせが終わり、職業資格の相互認証については進行中である。

・「サービスの自由移動」

保険・証券部分では、まだハーモナイゼーションは完了していない。

・「資本の自由移動」

かなりハーモナイゼーションが進んでいるが、今後は投資についての法整備が必要である。この分野においては管理システムがようやく整ってきたところである。

・「会社法」

商法が制定され施行された。コピーライトと工業知的所有権の分野で国内法が整備された。

・「競争政策」

法整備も進み、現在、競争法の最終仕上げの段階にある。

・「農業」

EUの共通農業政策を国内に適用するべく努力を重ねている。食品分野の安全管理を行う食品・家畜サービス局を設置するとともに、「農業・農村開発特別加盟準備プログラム」(SAPARD、Special Accession Programme for Agriculture and Rural Development) 庁を設置した。現在、資金所管当局、農家管理統合行政システム(IASP、Integrated Administration of Supervision System) および共通市場の3分野での国内制度整備が進められている。

・「漁業」

同国の法規はEU基準にかなりハーモナイズされている。しかし、市場全体としてのまとまりに欠け、政府の方策が徹底しにくい弱点は依然として存在している。現在、

公的管理制度の整備がなされているところである。

・「運輸」

同国の法規は概ねEU基準に準拠している。海上輸送以外の交通基本法はEUのものとハーモナイズ済みである。

・「社会政策・雇用」

同国の法規は、ハーモナイゼーションはほとんど完了しており、新雇用法も制定された。

・「エネルギー」

かなりの部分がEU規定に準拠してきてはいるが、ガス・電気の国内エネルギー供給や石油貯蔵、エネルギーの効率的使用、エネルギーに関する全体的管理において、まだ改善すべき余地がある。

・「環境」

努力が続けられており、環境に関する監査システムなどで進展がみられる。

・「通信・情報技術」

2003年からのテレコム市場の自由化を規定するテレコム法の制定と国家公共サービス委員会の設置により、EU基準との一体化が進行している。

・「地域政策」

地域政策・構造基金の導入に関しては、該当する地域の選択が行われ、そのための管理を行う国内機関が設置された。

・「司法・内務」

移民、マネーロンダリング、EU諸国の金融権益の保護に関してハーモナイゼーションは完了している。シェンゲン条約の実行、国際司法制度上の協力についても同様である。

・「関税」

関税法の整備もハーモナイズされた。関税徴収に関する法律およびコンピュータ処理システムの整備が進行中である。政府は、欧州委員会および加盟各国との間の電子データ交換のために、この分野における情報

技術の積極的導入を図っている。

2. 加盟決定に対する政府・産業界等の反応、評価

ラトビアにおいてEU加盟についての政府からの情報が不足している。EU指令がラトビア語に翻訳されていない（英語かフランス語で読むしかない）という状況も反映している。そのため同国産業界は、EU加盟が具体的に彼らにどう影響してくるのかについてあまりよく理解していない。ラトビアにおいては、EU関連の情報やアドバイスは、当該分野の国内法が制定される時、あるいは改定される時にはじめて国民に提供されるのが実情である。

(1) 産業界の反応

① EU加盟関連の情報の必要性を強調、加盟に対する期待と歓迎の一方で多くの懸念

政府によるEU加盟交渉の間、産業界の関心事は、EUにおける自国産業界の権利の保護にあった。産業界は、加盟交渉に当たって政府は国内産業にとって不利になるような条件は飲まないだろうと期待していたが、加盟交渉中マスメディアによって、農民への生産割り当てなどの情報が流れてくるにつれて、徐々に政府への失望感を高めていった。

2002年2月に“Dienas Bizness”紙が実施した世論調査（マスメディアがEUによる新メンバーへの補助金が現在より低くすると報じた時）によると、産業界の43%がラトビアのEU加盟に反対という意見を示している（2001年11月の時点で反対は31.2%に減少）。「積極的に反対」および「どちらかといえば反対」という意見の両方を合わせると46.9%となった（2001年11月は33.8%）。

しかし、ラトビアのEU加盟が決定した2002年12月13日のコペンハーゲン・サミット後に同紙世論調査では、240人の回答者のうち61.3%がラトビアのEU加盟を支持し歓迎し

ている。

加盟交渉が終結した時点で産業界は、各分野でのEU加盟準備が未着手であり、費用がいくらかかるかもはっきりしていないとして政府を批判した。産業界は現在、EU法規・基準が自分達のビジネス活動にどのような具体的な経済的影響を及ぼすかについての情報の必要性を強調している。また、多国籍大企業が同国市場に押し寄せ国内の中小企業が生き残れるか、価格競争の激化、新規格を受容しなければならないこと、不平等な競争などの懸念の声があがっている。

最も大きな懸念はEU基準に近づこうとしない地方の工場であり、EUの環境基準や労働基準を遵守しないそれらの工場の認定をどうするかについて、政府や産業界は今後対応が迫られることになる。

またラトビアのEU加盟は国内賃金の上昇を引き起こすことが予想され、産業界はそれによる生産コストの上昇に対応していかねばならない。

一方、EU加盟によるメリットとしては、①国境を超えたビジネスが展開しやすくなること、②市場が拡大すること、③EU構造基金を得ることができることなどがあげられている。

農業関連でも交渉結果は積極的に評価されている。“Rīga Piena komnīnats”紙主幹であるヤニス・スカルノビク氏は「牛乳の生産割当量が72万9,000トンで決着したことは、国内の乳業の現在の年間生産量48万7,000トンに照らし合わせてみれば、成長の余地をもたらすもの」とコメントしている。また、ラトビア食肉生産者連盟会長のヤニス・バリンス氏は、「農地面積が拡大し、その結果養豚産業が拡大し、その他の畜産にとっても有利な状況となるだろう」と述べている。ラトビア漁業組合の代表であるイナリイス・ヴォイツ氏は、「EU加盟によりEUの構造基金からかなりの額が支給され、新たなビ

.....

ジネスの機会をもたらすだろう」とコメントしている。

(2) 国民投票のためのキャンペーンが必要

ラトビアのフレベルグ大統領とレプセ首相は、「EUとラトビア政府の加盟交渉終結後の最重要課題は、2003年9月20日に予定されている国民投票の前に、国民に交渉結果について十分知らしめることである」と言明している。国民投票に関する憲法条項の改正など国民投票に必要な法手続きも早急に進める必要がある。

マスメディアでは、EU加盟交渉を詳細に分析した結果、加盟がラトビアに利益をもたらすという論調を大々的に報道している。ラトビアがEUから受け取る補助金は合計で2004～06年の間に8億2,900万ユーロであり、それはEU加盟の最初の3年間で国民1人当たり345ユーロの利益をもたらすと試算している。

同国のEU加盟交渉責任者アンドリス・ケステリウス氏などは、「交渉結果はラトビアにとって有利なものである」と述べ、他の新加盟国に比べたラトビアの優位性を強調している。それは「国民1人当たりのEUからの補助金の多さや生産割当て枠の引き上げなどに現れている」と主張している。

EU加盟批准のための国民投票の準備が必要であることは、政府およびマスメディアともに強調している。“Dienas Bizness”紙は、学者、広告業界専門家などへのインタビュー記事の中で、「EU官僚に対する不満を述べるのではなく、交渉結果が具体的に国民にとって持つ意味を説明すべき」と結論付けている。また、ある社会学者は、ラトビア国民にとってEUは国家の問題であり、国民とは無関係なものと受け止められている点を指摘している。世論調査では、「国民にとってEUは12～14番目の優先順位しか持たないもの」となっている。その背景には、前述のように、EU

についての情報が国民に行き渡っていないということがある。

2002年11月に行われたLatvijas fakti社による世論調査では、国民の47.1%がEU加盟批准のための国民投票に参加する準備があるとしている。その理由として、①EU加盟が同国の経済成長のためになる、②海外での教育と仕事の機会が増える、③国の安全が保障される、④EUからの投資が増える、⑤犯罪が減少するといった点があげられている。

一方、EU加盟に反対している者のうち59.9%は、その理由として、①EU加盟は同国の農業と市場にダメージを与え、②国の主権を侵害し、③同国がEUの廃棄物処理の場に利用され、④国内に移民が押し寄せるだろうという点をあげている。

3. 今後のビジネス環境の変化

ラトビアのEU加盟に伴うビジネス条件の主要な変化は、EU域内市場へのアクセスが自由・無制限となることであろう。しかし、農産物に関しては引き続き制限や割り当てがあるので、その点に関してはラトビアにとっては有利ではない。

また、市場での競争激化が予想され、生産コスト、在庫コストも引き下げられよう。

① 進むEUとの制度調和

EU基準が適用されるようになり、2003年1月1日から認証と標準化の改正作業が進められている分野は次の分野である。

①海上以外の輸送、②食品、③化学元素、④医薬品、⑤化粧品、⑥ガラス、⑦エレベーター、⑧電気製品、⑨爆発物、⑩玩具、⑪圧縮ポート、⑫エアゾール・ディスペンサーズ、⑬ガス設備、⑭圧縮設備、⑮簡易圧縮容器、⑯医療機器、⑰建築製品。

ラトビアはEUで認証された食肉のみを生産、輸出、輸入、販売することになる。また同国で生産されるものには「CEマーク」が

つけられるようになる。一方、製造者責任法の準備が進められている。

銀行業務、保険、嗜好品販売、武器や爆発物・放射性物質販売など同国でライセンスを必要とする多くのビジネスに関しては、ライセンスが徐々に緩和されることになろう。その結果、ラトビア以外のEU加盟国企業の同国進出は容易になるものと想定される。官僚がビジネスに介入することは徐々に少なくなるので、ペーパーワークや汚職も減少するであろう。

EU加盟によって、サービスの自由化が実現するわけだが、次の分野では移行期間が設けられている。

- ・デポジット・ギャランティー（現在の規定では3,000ラツツ、2008年には1万3,000ラツツに引き上げられる見込み）に関しては2008年1月1日まで、
- ・各投資家への投資ギャランティー保証システムの実施は2008年1月1日まで。金融機関が預金者保護義務を怠ったときのためのギャランティーは2万ユーロを下らないことと規定されている。保険取引も自由化される。
- ・土地の売買も自由化されるが、農地に関しては2012年1月1日まで外国人への売却が禁止される。

② 税制調和と直接税の引き下げ

ラトビアの税制は2003年1月1日より、EU規定に準拠するものになるが、次の項目については移行期間が設けられている。

- ・暖房にかかわる個人的支払いについての付加価値税の課税免除の適用（2005年1月1日まで）
- ・タバコ税の最低税率（2010年1月1日まで）
- ・材木の販売に関する付加価値税の据え置き（1年間、その後はEU基準に準拠）
- ・国際航空輸送と海上乗客輸送に付加価値税をかけない権利の保持

- ・売上げ1万ラツツ未満の中小企業を対象とした付加価値税支払い義務登記の免除の継続

EU加盟後もラトビアが自国で決定する直接税の税率は、法人税は2003年より19%、2004年より15%に引き下げられる。EUが調和を求めているのは付加価値税など間接税のみである。

③ 関税引き上げでマイナスの影響も

ラトビアの加盟によって、他のEU諸国との間の関税がなくなるが、加盟後のEU関税の適用は、ラトビアと一部の国々との間の貿易にマイナスの効果を及ぼす。EU関税率がラトビアの関税率より一般的に高いため、ラトビアの関税水準がEUレベルに引き上げられることになり、例えば、ロシア、ウクライナ、ベラルーシとの間の貿易ではラトビアにとって不利な状況をもたらすことになる。

ラトビアのEU加盟後は、ラトビア税関はTaricシステム、NCTSシステムで他のEU諸国と電子的につながることになり、一方で貿易に関する手続きもEU基準に合わせて非常に簡素化されよう。

また金融監督制度もEUに合わせて整備される見込みである。

EU加盟加盟や将来予定されている欧州経済通貨同盟（EMU）への参加は、ラトビアのビジネスの機能を高めることになるであろう。現在のような為替の変動に左右されるリスクがなくなるからである。

EU加盟によって、ラトビアはEU内外の投資家にとってより魅力を増すことになるであろう。EU加盟国であると同時に、東側に接する戦略的立地条件を背景としたビジネスの可能性をもつことはその魅力の一つである。

（三瓶 恵子）

EU加盟で投資先として増す魅力（リトアニア）

コペンハーゲン事務所

リトアニアは2002年12月13日、2000年の交渉開始時点では実現困難だと考えられていた2002年末までにEU加盟交渉終了という目標を達成した。同時に、EU加盟に向けた改革により海外投資家からの投資先としてより魅力を増すものとなった。EU加盟交渉終了と、2002年11月に実現したNATO加盟交渉終了で、これまでリトアニアへの投資を躊躇していた欧州中小企業の投資意欲も高まってきている。このように欧州で投資先として注目を増すリトアニアのEU加盟の影響などを概観する。

1. プログレスレポートで全般的進捗を評価

2002年10月に発表されたEUの定期報告書は、リトアニアのEU加盟準備は全般的に進捗がみられると評価している。

政治基準については、98年の第1回プログレスレポートから連続して基準を満たしていることが評価された。2001年レポートで問題が残る分野として指摘されていた行政改革、汚職問題に対する改革も大きな進歩が見られたが、改革がすべての分野で実行されるよう継続した努力が必要とされている。

経済基準については、前回と同様に正常な市場経済と評価された。2001年に指摘された失業率の上昇に対しては、労働市場対策の実施が評価された。同時に、地方自治体レベルでの公共支出増および現在国会で討議中の強制加入の民間老齢年金による財政収支の悪化、会社設立・倒産などの企業関連の分野で、より透明度の高い行政を実施することの必要性が指摘された。

アキ・コミュノテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）の採択・実

施に関しては、採択は大部分で見られ、実施は一部で非常に高いレベルにあるとして、前回よりも行政能力の上昇が評価された。

2. 加盟交渉の結果に満足

リトアニアにとって、2002年11月のNATO加盟交渉終了とEU加盟交渉終了は2つの大きな外交上の成功となった。これは独立以来、同国は軍事関連の安全保障の観点からNATO加盟を、また経済および社会関連の安全保障の観点からEU加盟を熱望し、加盟にむけて努力を行ってきたからである。

政府レベルでは、加盟交渉の結果について満足度は高い。これは、リトアニアが2004～06年の3年間にEUから供与される経済援助額が、2001年の対GDP比で20%、国民1人あたり387ユーロと、今回加盟交渉が終了した10カ国のうち最高レベルとなったことにある。加えて交渉終了日に、イグナリナ原発閉鎖に対して、安全な閉鎖のために2億8,500万ユーロの援助が追加で確約されたことも非常に大きい。

産業界の評価も高い。リトアニア産業連盟（主に製造業が加盟）では、「産業連盟は既に2000年の総会でEU加盟を希望することを決定しており、その希望が実現した。今後、EUへのより一層の統合に向けてキャンペーンを行っていきたい」としている。

こうしたEU対する好意的な姿勢は、企業を対象とした意識調査の結果にも表れている。ヨーロッパの商工会議所を組織化する欧州商工会議所連盟（Eurochambre）が中・東欧諸国10カ国の企業を対象とした意識調査では、リトアニアのEU加盟に対し、3%の同国企業が「非常に楽観視」、71%が「楽観視」しており、11%は「悲観視」しているものの

「非常に悲観視」している企業はみられなかった。楽観視している企業の割合は、ルーマニアの78%に続いて10カ国中2番目に高く、EU加盟をビジネスチャンスと見ていることがわかる。また単一市場においては、対内投資が増加することが大きなメリットとしている。デメリットとしては、高学歴の労働力流出（ブレイン・ドレイン=頭脳流出）が、通常EU加盟で心配される雇用機会の喪失を上回る結果となることである。

国民も今回の加盟決定を非常に歓迎している。国民は2000年当時、イグナリナ原発の第1原子炉閉鎖が決定された影響でEU加盟申請国の中では1、2を争うくらいEUに対する不信感が強かったが、その後国民のEUへの姿勢は好意的になっており、最新の2002年12月の結果では、64%がEU加盟賛成、17%が反対となっている。

3. 重要課題への取り組み

(1) 国営企業の民営化は最終段階

国営企業の民営化は既に最終段階にあり、民営化で残るのはエネルギー分野の企業と航空・鉄道会社である。

2002年4月には、リトアニア国営ガス会社（Lietuvos Dujos）の株式34%と経営権は、ドイツのRuhrgas AGとE.ON Energie AGの合弁会社へ1億1,600万リタス（1リタス=約37.6円）で売却された。合弁会社の出資配分は、Ruhrgas AGが60%、E.ON Energie AGが40%であり、既にRuhrgas AGはエストニアやラトヴィアのガス会社に資本参加している。この売却に加え、政府はリトアニア国営ガス会社株の34%をガス供給会社へ売却することも決定した。この売却条件は、今後少なくとも10年間リトアニアの天然ガス年間消費量の最低70%を供給することであったが、2002年10月にロシアのガズプロム（Gasprom）に売却を決定した。しかし、価格交渉は長引いており、政府はガズプロムからの最終的な

価格提示期限を2003年3月としている。

また民営化に際し、企業規模が非常に大きいため発電会社と送電2社に再編成を行ったリトアニア国営エネルギー会社（Lietuvos Energija）は、2003年前半に民営化作業を開始する見込みである。

リトアニア航空（Lithuanian Airlines）については、ドイツのインデコン・コンサルティング（Indecon Consulting）を迎え、2003年中に株式34%を売却する予定である。またリトアニア鉄道の売却は、2004年以降の見込みである。

(2) 影響大きいイグナリナ原発の閉鎖

イグナリナ原発はウクライナのチェルノブイリ原発と同タイプで、70年代に建設された。EUはこの原発の安全性を非常に懸念しており、早期閉鎖を要求していた。

第1原子炉に関しては、99年10月に国会で2005年までに閉鎖することを決定した。この決定はリトアニアが2000年にEU加盟交渉を開始するうえで大きなステップとなった。

第2原子炉に関しては、EU加盟交渉において、EU側は2009年の閉鎖を要求していた。一方リトアニアは、閉鎖にかかる費用、代替発電施設等の問題から、EUに対して経済的援助を要求、十分な援助が得られない場合は2017年まで原子炉を利用することを要求していた。しかし、2002年6月11日に行われた加盟交渉の場で、リトアニアは正式に第2原子炉を2009年に閉鎖することをEU側に提示、EU側はそれに対し第2原子炉の早期閉鎖への経済的援助を行うことを確約した。この決定によりエネルギー分野の加盟交渉は終了し、加盟交渉進展の大きなステップとなった。

しかし、それに対する代償は非常に大きい。同原発はリトアニアの電力の70%以上を供給、またベラルーシなどへの電力販売も行っており、同国経済にとって非常に重要なものである。中央銀行の試算によれば、その影響

.....

は将来20年間にわたり合計320億リタスに上る。この試算には、原子炉閉鎖費用に加え、余剰電力の輸出減、原発閉鎖によるエネルギー料金の上昇も含まれている。また原発の閉鎖により、GDP成長率は年間1%程度低下すると見込まれている。

このようなリトアニアでは現在、EU基準に則った新原子炉の建設が討議されている。これは、9月23～25日に首都ヴィルニュスで行われたNATOワークショップの場での歓迎スピーチで、アダムクス元大統領が「イグナリナに新原子炉を建設することが現実的な選択である」と発言したことに端を発するものである。リトアニア産業連盟も「リトアニアの電力のインフラは、原子力発電を基準に建設されているため、新原子炉の建設は一番効率的な解決法であり、産業界は建設を歓迎する」としている。

(3) 土地市場自由化に7年間の移行期間

外国人の農地購入の容認は、憲法改正が必要であること、また農民の反対が強いことから非常に難しい問題であった。

政府は憲法改正案を2001年に提出したものの、農業従事者からの反対運動が強まり、農民同盟など一部政党の間で農業従事者を保護する動きが高まったため憲法改正を断念した。農業従事者の反対運動が強まった背景には、資金の豊富なEUの農業従事者が同国の農地を買い占めてしまうという懸念が農業従事者の間に強いことがある。同国の農業効率は非常に悪く、雇用では農業が全体の19.6%程度を占めているのに対し、総付加価値額に占める農業の割合は、7.5%に過ぎない。^(注1)

結局、2002年7月1日に「加盟交渉で外国人の農地の購入に関し、7～10年の移行期間

を申請する。リトアニアに永住を目的として最低3年以上滞在するEU国籍所有者で、農業に従事し、農場を経営するものに限り、農地の購入を認める」という国会決議案を採択した。この決議をもってEUとの交渉を行った結果、7年間の移行期間^(注2)を設けることで合意に達した。

この移行期間に対する国内の評価は、移行期間は農業分野の改革を遅らせるものの必要な措置であったとするのが大方の評価である。独立シンクタンクの自由市場研究所（フリーマーケット・インスティテュート）は、「移行期間の導入によって農業分野の改革は7年間停止するが、この移行期間は農業従事者のEUへの不信感を緩和するものであり、国民投票の結果に好影響を与えるだろう」とコメントしている。

(4) 民間年金市場創設の試み

リトアニアは現在、旧ソ連時代の年金制度の改革を行っている。これは現在の社会保障負担金として税金と同様に取り立てを行う方法から、年金の一部に民間の年金市場を創設しようとする試みである。

年金制度の改革は、雇用者と被雇用者と合計で現在34%支払われている社会保障関連負担金の支払いのうちの2.5%を被雇用者本人の意思によって運用が行えるようにするというものである。この制度は2004年より開始され、2007年まで自主運用支払い金額は毎年1%ポイントずつ上昇し、2007年には7.5%となる。この制度は民間の企業への支払いを強制するものではないため、自由市場研究所は「民間と国営企業が自由競争を行い、国民が選択を行うことが可能になる」とコメントしている。

(注1) リトアニア統計局（2000年）

(注2) 3年間延長の権利を含む

4. EU加盟によるビジネス環境の変化は軽微

EU加盟に向けEUとの制度の調和が行われているが、これに伴う大きなビジネス環境の変化は想定されていない。これは開発庁・外務省・リトアニア産業連盟などにジェトロが行ったインタビューでも総じて言えることである。当然のことながら多少の変化は起こるが、海外投資家には逆に有利になると受け止められている。

(1) わかりやすい投資環境の提供へ

99年7月の投資法の改正で既に、リトアニアにおいては海外投資家と国内投資家は同等に扱われることになっている。その結果、海外投資家のみを対象とした投資インセンティブは存在しない。全体的には、投資インセンティブによる投資誘致から、よりわかりやすい投資環境を提供することによる投資誘致に変化している。海外投資家と国内投資家の唯一の差別待遇は、7年間の移行期間を設定した外国人への農地購入の禁止である。

① 大手投資家にはニーズにあったインセンティブ

投資額が2億リタスを超える投資家は、政府と交渉を行い、投資インセンティブを享受できる。政府は、各投資家の要望および状況を査定し、各投資家のニーズにあったインセンティブを提供する。現行税法によれば、大型投資家への税制面のインセンティブは認められておらず、ビジネスにおける別の部分でのインセンティブとなる。この投資インセンティブは、98年に3年間の期間を設定して導入されたことがあるが、2002年の投資法の改正で適用が再開されることとなった。今回の導入に際しては期間の設定はないとのことである。

② 個人所得税などは地方税務署に免除・減免を申請

個人所得税および地方不動産税については、各地方税務署との交渉により、免除・減免を申請することができる。審査は、当該投資家の要望・状況の査定に重点が置かれている。

③ 加盟後もFEZを運営

実質的な稼働までに5年以上を要した自由経済地域（FEZ）が、2002年9月よりバルト三国で唯一の不凍港であるクライペダで稼働を開始した。もともと日本の矢崎総業とドイツのシーメンス社の合弁会社で、自動車用ワイヤハーネスを製造するSYワイアリング・テクノロジー（SY Wiring Technologies）が存在する地域に設立されたため、同社がFEZの適用第1号企業となった。またデンマークの水産企業も、工場の建設が終了し、2003年1月27日に稼働を開始する。

クライペダに加え、リトアニア第2の都市であるカウナスでもFEZの建設が進んでいる。2003年の春には稼働の見込みである。

FEZでは、①法人所得税の減免・免除、②関税の免除、③付加価値税・物品税の免除、などの優遇措置が認められている。開発庁によれば、このFEZはEU加盟後も現行どおり運営され、廃止の予定はない。

④ EUとの税制調和を目指す

EUとの税制との調和、また国家財源の安定確保という観点から、2001年より税制改革を実施している。また、よりわかりやすい投資環境を提供という観点から、数多くあった優遇制度は廃止され、税制の簡素化、税率の引き下げが行われる傾向にある。

2002年1月1日より法人所得税は、24%から15%に引き下げられている。従業員数が10人未満で、年間総売上高が50万リタス（14万4,000ユーロ）の企業に対しては税率13%が

適用される。農業および農産物加工企業には特例として、同部門の売上高が総売上高の50%を超える場合、0%が適用される。

2003年1月1日の改正により、リトアニアの税制は多くの部分でEUに近いものになっている。法人所得税関連では、配当金への源泉徴収税がこれまでの29%から15%へ引き下げられた。同時に、法人の損失の繰越制度は廃止となった。個人所得税も大幅な改正が行われ、これまで所得の種類によって8つの税率を適用していたものを、2つの税率のみとした。一般の労働所得に関しては、これまで職を2つ以上持つものに対しては、主の職からの労働所得に対し、33%、従の所得に対し10~35%の課税を行っていたが、一律33%の課税となった。労働収入でも文学・芸術的な活動による収入、労働以外の年金・配当金等に関しては15%が適用される。現物支給の形で収入へも課税が開始され、これも労働による収入に対しては33%、ロイヤリティーなどは15%となる。現物支給でも、車の支給・授業料等の支給は今後も無税となる。また確定申告も開始される。

長期間の投資を促進するために、1年未満保有された株式からのキャピタルゲインには15%の課税を行う代わりに、1年以上保有された株式からのキャピタルゲインは無税となる。

2001~02年には、付加価値税、物品税の改革も行われた。この改革は主に、付加価値税免税対象者および対象品についてEU税制との調和を目指したものである。EUと調和しない項目の多くは既に廃止となっているが、EUは定期報告書において免税対象の調和と物品税率の調和（主に石油関連品）をEU加盟までに実施することを要求しており、この調和が見込まれる。

年間総売上高10万リタス（2万8,962ユーロ）未満の中小企業に対する付加価値税納税者登録および納税義務免除については、期限なしの移行期間、タバコに対する物品税のEU最

低レベルへの引き上げについては、2009年まで移行期間が設けられている。

(2) EU加盟で日本などからの輸入関税は上昇

貿易環境もEUとの調和が進んでいる。一番大きな変化は、EU加盟に伴い現行の自由貿易協定および関税率の設定がEUと同一となることによる貿易全体へのインパクトである。

リトアニアは現在、13の自由貿易協定を30カ国と結んでいる。EFTA諸国、EU諸国に加え、ルーマニア、チェコ、エストニア、ラトビア、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア、トルコ、ウクライナ、ブルガリアである。このうちEUはウクライナを除くすべての国と自由貿易協定を結んでいることから、リトアニアの貿易の70%は影響を受けない。ウクライナとの自由貿易協定は加盟までに廃止され、この影響により、ウクライナへの輸出では平均で2~10%、輸入では2%程度の関税率の上昇が見込まれている。

この他自由貿易協定を締結していない国々についても、関税率の変化が見込まれ、日本からの輸出入にも影響を及ぼすことになる。日本への輸出に対しては1%の価格上昇、輸入では6%程度の上昇が見込まれる。輸入価格の上昇は、リトアニアが現在、日本からの自動車に対して0%の関税を適用しているのに対し、EUは現在、EU内の自動車産業保護のために10%の関税を適用しており、この関税率がリトアニアのEU加盟後に適用されるためである。その他、インド・中国・韓国からの輸入でも4.5~8%程度の価格上昇が見込まれる。これは、これらの国からの繊維製品に対するEUのアンチダンピング政策による高い関税率によるものである。日本に加え米国、カナダ向け輸出について関税の1%程度の上昇がみられるが、これは現在これらの国がリトアニアに対して実施している一般特惠関税制度が廃止されるためである。なお、こ

の関税率の変化の試算には、非関税障壁が多数存在する農産品は含まれていない。

5. 大統領交替の影響は不透明

リトアニア大統領選挙の第一次投票が2002年の12月22日に実施されたが、どの立候補者も投票総数の過半数を獲得することができず、アダムクス現大統領（無所属）と以前に2度首相を務めたことがあるパクサス自由民主党党首の決選投票となった。決選投票の結果は、大方の予想に反して、パクサス元首相が現大統領に10%の大差をつけて当選した。

パクサス首相は選挙キャンペーンにおいて、特に農業分野およびイグナリナ原発閉鎖問題で、リトアニアの利益を無視した交渉を行ったとしてアダムクス現大統領を批判したことなどから、西側のマスメディアは、パクサス元首相の大統領当選を非常に厳しく報道した。しかし、国内では、パクサス元首相の当選による動揺は少ない。開発庁のカベチュウス長官は「選挙戦での挑発的な発言は実際の政治にはあまり影響を与えないであろう。

政治思想的には、元首相は非常に自由主義的であり、投資家にとっては好影響を与える政治を行うことになるだろう」と発言している。

6. 国民投票で賛成派有利が大方の予想

EU加盟の国民投票は、バルト三国では一番早く2003年5月に予定されているが、正式な実施日程は発表されていない。EU加盟条約調印が4月にアテネで予定されており、この調印終了後にキャンペーンが活発化すると見込まれている。

現在までのところ反対勢力の強い他のバルト諸国に比べ、賛成派が反対派を大きく引き離し有利であること、国会のすべての政党がEU加盟に賛成しており、反対勢力が効率的な組織化を行うことは難しいと見られていることなどから、大方が加盟批准成功を見込んでいる。しかし、前述のように予想を覆す大統領選の結果もあり、国民投票にむけてのリトアニア国内の動向が非常に注目される。

（猪木 祥司）